



宇美町

宇美町地域強靭化計画

強くしなやかな

このまちが、いい

宇美町を目指して

目次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置づけ	1
第1章 宇美町の地域特性.....	3
I 宇美町の概況.....	3
1 地形条件	3
2 地質条件	3
3 気象	4
4 社会的条件	4
II 自然災害に関する特性	6
1 風水害	6
2 地震	8
第2章 地域強靭化の基本的な考え方.....	13
I 地域強靭化の意義	13
II 対象とする災害	14
III 基本目標	14
1 基本理念	14
2 計画期間	14
IV 地域強靭化を推進する上での基本的な方針	15
1 強靭化の取り組み姿勢	15
2 取り組みの効果的な組み合わせ	16
3 地域の特性に応じた施策の推進.....	16

第3章 宇美町の強靭化の現状と課題（脆弱性評価）	19
I 脆弱性評価の考え方	19
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	19
（リスクシナリオ）の設定	19
III 施策分野の設定	19
IV 脆弱性の分析・評価の手順	21
V 脆弱性評価結果	22
第4章 強靭化施策の推進方針	23
I 施策推進に当たっての目標値の設定	23
II リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針	23
第5章 計画推進の方策	39
I 計画の推進体制	39
II 計画の進捗管理と見直し	39
別紙 1 脆弱性評価結果	40
別紙 2 事業進捗管理表	63

はじめに

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

このような中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成30年12月14日、基本計画の変更について閣議決定）

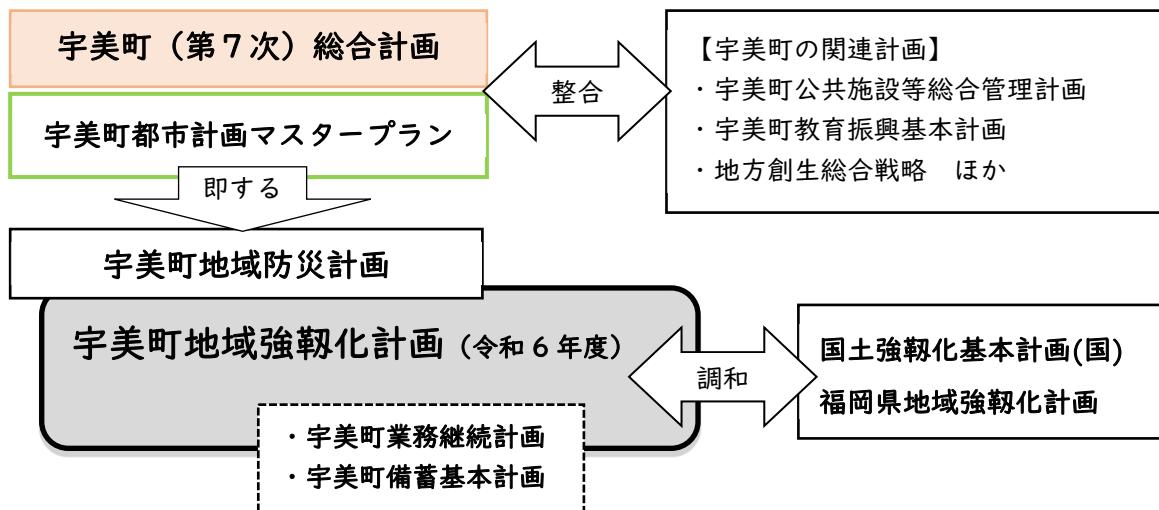
宇美町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靭化」を推進するため、「宇美町地域強靭化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る宇美町の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靭化に関する事項については、地域防災計画はもとより、宇美町の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。

【宇美町地域強靭化計画の位置づけ】



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「風水害対策編」「地震対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靭化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないよう、「強靭」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

地方創生総合戦略との関係

国土強靭化及び地方創生の取り組みは、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靭化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

第Ⅰ章 宇美町の地域特性

I 宇美町の概況

1 地形条件

(1) 山地等

宇美町の東側には、砥石山から三郡山、頭巾山、仏頂山へと900m級の三郡山系の山々が屏風を立てたように峙ち、南西部には大城山を中心に、岩屋山、水瓶山、大原山から構成される四王寺山脈があり、更に乙金山・井野山などの低山が連なっている。

これらの山々は、約9500万年から9000万年前（白亜紀後期）に地下数kmの深所でマグマがゆっくりと冷え固まって形成された北部九州主部花崗岩類の早良花崗岩が隆起し、浸食をうけて形成された山々である。

三郡山系は本町の東側を南北に縦走し、福岡地域と筑豊地域を分けており、四王寺山脈は、裾野は宇美町、太宰府市、大野城市にまたがっている。

(2) 河川

宇美町の河川は二級河川多々良川水系に属し、宇美川、仲山川、井野川、内野川の4河川であり、三郡山系に源流がある宇美川は、本町域を東西に貫流しており、途中で他の3河川と合流し、志免町、福岡市を経て多々良川に流れ込み、博多湾に注いでいる。

幹川流路延長は20.0km、流域面積は71.6km²で、水道用水や農業用水に利用され、地域住民の欠かせない水資源であるとともに、鳥類などの野生生物にとっても重要な存在である。

(3) 平地

平地及び市街地は北西側に形成され、主要地方道3路線やJR線があり町の中心部となっている。

2 地質条件

宇美町には白亜紀後期の花崗岩と、三郡変成帯の二種類の基礎岩が分布している。

花崗岩類は東部に広く現れており、三郡山系は全て花崗岩からなっているが、三郡変成岩は、西部のごく狭い範囲に分布するのみである。

花崗岩を覆うように古代三系である粕屋層群が形成され、石炭層が挟在していることが確認されている。

宇美町周辺に分布する古代三系は、南部では白亜紀花崗岩や三郡変成岩と不整合関係で、北東部はこれらと宇美断層で接している。

宇美断層は、三郡變成岩及び白亜紀花崗岩と古代三系との境界断層をなしており、福岡県の調査報告書では本断層の延長は、糟屋郡須恵町付近から筑紫野市吉木付近までの17kmで、平成16年に活断層としての「宇美断層」が定義された。

3 気象

福岡県の気候は大きく三つに区分され、山陰型気候区、瀬戸内海型気候区、西九州内陸型気候区となり、三郡山系の西側山麓に位置する本町は、山陰型気候区に属しているが、海からの距離が比較的大きいため、内陸型気候区の側面もあり、冬季に降雪や山域での積雪がしばしば見られる。

本町に近い福岡管区気象台太宰府地域観測所で、平成25年から令和4年までの過去10年間の観測データでは、年間平均気温は16.8度で、年々上昇傾向にあり、年間平均降水量は2000mm、年間平均風速は2.0m/sとなっている。

4 社会的条件

(1) 人口の状況

ア 人口

宇美町の令和2年国勢調査による人口は、37,671人で、前回の調査時に比べ256人減少しているが、令和5年1月現在では、37,132人でここ数年は横ばいの状況である。

世帯数においては、年々増加傾向にあり、1世帯当たりの人口が減少していることから、核家族化が進んでいる。

本町の北部・北西部の平地では、福岡市のベットタウンとしての開発が進み、人口集積が高い。

イ 高齢化の進行

宇美町における65歳以上の高齢者人口（高齢化率）は、平成7年に4,188人（11.4%）であったものが、令和2年には10,408人（27.6%）となっており、高齢化が進んでいる。（令和2年国勢調査）

※ 将来の高齢化率の推計（国立社会保障・人口問題研究所2018年推計）
2030年 10,745人（31.4%）、2035年 10,434人（31.9%）
2040年 10,443人（33.7%）、2045年 10,361人（35.2%）

(2) 土地利用の状況

宇美町は福岡都市圏でも内陸部に位置するため、海には面しておらず、町の総面積3,021haに対して森林が約6割を占めている。

町の東部にある山系を除く区域に都市計画区域（2,159ha）が指定されており、市街地を形成する北西側一体に用途地域（764ha）が指定されているが、この都市計画区域については非線引き都市計画区域となっている。

用途地域では、都市的土地区画整理事業が72.2%を占め、住宅用地31.9%、工業用地12.7%、工業用地12.7%、公益施設用地4.8%、道路・交通施設用地14.7%が多くを占めている。その一方で、その他自然地10.1%、田・畠7.8%の割合も高くなっている。

用途地域以外では、自然的土地区画整理事業が83%を占めている。

(3) 経済・産業の状況

就業構造は、町内に居住する産業分類別就業者人口（令和2年国勢調査）の構成は、第一次0.6%、第二次24.0%、第三次75.5%となっており、第一次、第二次と共に減少傾向にあるが、第三次については増加傾向となっている。

事業所数・従業員数（宇美町都市計画マスターplan 平成27年3月策定）においては、事業者数で「サービス業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」「建設業」の順となっており、従業員数においても「サービス業」が最も多く、次いで「製造業」となっている。

工業は、年度によって増減を繰り返し、平成24年度における本町の製造品出荷額は約481億円で、従業員一人当たりの製造品出荷額は約2千万円となり近隣自治体の中でも高い水準となっている。

商業の中でも卸売業は、平成14年以降は減少しており、平成23年度における年間商品販売額は約388億円で、従業員一人当たりに換算すると、福岡県全体平均と比べ、54%と低くなっている。

小売業についても平成14年度から減少傾向にあり、平成23年度における年間商品販売額は約124億円で、従業員一人当たりに換算すると、福岡県全体平均と比べ、77%と低くなっている。

II 自然災害に関する特性

I 風水害

宇美町の気候は、南西側に背振山地、東側に三郡山地、南東側に古処山地に囲まれていることから、気象災害にも複雑な地域性がみられる。

(1) 台風による風水害

台風の年間発生数の平年値（※1）は約 25.3 個である。このうち、宇美町を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均 3.8 個である（※2）。台風が接近・上陸すると、風害、水害、などの大きな災害が発生するおそれがある。

1949 年（昭和 24 年）8 月、鹿児島県に上陸後、長崎県対馬の西で停滯したジュディス台風は宇美町においても大きな被害を与え、家屋流失 125 戸、橋梁流失 13 箇所道路堤防決壊 80 余箇所、死者 1 名、重軽傷者 3 名に達した。

1991 年（平成 3 年）9 月に長崎県に上陸し、福岡市上空を北東に通過した台風第 19 号では、家屋の一部損壊 40 棟、その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。

※1 1990 年（平成 2 年）から 2019 年（令和元年）まで 30 年間の平均

※2 過去 30 年間で台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から 300km 以内に入ったもの

ア 台風による強風害

台風が接近すると、強風により建造物の倒壊や倒木、鉄道・航空機等の交通機関の運休など著しい影響を受ける。

イ 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風の周辺は活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。

(2) 大雨による災害

一般に、降り始めからの降水量が 100mm を超えた場合や 1 時間に 30mm を超える激しい雨が降った場合は、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害等の災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。

降り始めからの降雨量が 200mm を超えた場合や 1 時間に 50mm を超える非常に激しい雨が降った場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水する状況が増えていく。

宇美町における主な災害は、集中豪雨や梅雨前線による大雨などの被害が多く、降雨量、発生頻度も増加傾向にあり、注意が必要である。

■ 宇美町の主な災害【風水害】

年月日 時間	災害	被害の概要
1973年7月 (昭和48年)	梅雨前線による大雨 (48水害)	死者1名、重軽傷者2名、家屋の全半壊88棟、床上、床下浸水1,387棟、田畠の被害(3分の1以上)
1997年7月6日 (平成9年)	梅雨前線による大雨	崖崩れ1箇所、溢水3箇所、床上床下浸水5戸
1999年6月29日 (平成11年)	梅雨前線による大雨	崖崩れ13箇所、道路損壊・不通9箇所、床上床下浸水14戸
2001年6月~7月 (平成13年)	大雨	崖崩れ9箇所、道路損壊・不通9箇所、田畠浸水流出4箇所、床上床下浸水2戸、河川氾濫・浸水9箇所
2003年7月 18日~21日 (平成15年)	梅雨前線による集中豪雨	住宅の全半壊12棟、崖崩れ8箇所、道路損壊・不通8箇所、床上床下浸水177戸、河川氾濫・浸食被害45箇所、水道施設の被害
2009年7月 24日~26日 (平成21年)	梅雨前線による豪雨	住宅の全半壊1棟、崖崩れ11箇所、道路損壊・不通2箇所、床上床下浸水76戸、河川氾濫・浸食被害4箇所
2018年6月 28日~ (平成30年)	台風第7号 梅雨前線	1府10県で初の特別警報が発表され、西日本を中心に全国的に記録的な大雨となった。 宇美町全域に避難指示が発令、町道井野吉原線井野本村交差点で土砂流出により町道が一時通行止め、水田に土砂が流入する被害が発生した。

(3) 龍巻による被害

福岡県内では、1991年（平成3年）から2017年（平成29年）の間で8件の龍巻及びダウンバーストが確認されている。（不明、海上発生は除く。）近隣では過去に志免町で発生していることから、本町においても発生の可能性はある。

発生時の気象状況は、前線の影響によるものが多い。

(4) その他の災害（凍結災害）

2016年（平成28年）1月23日から26日にかけて、日本海側を中心に九州北部を襲った大寒波は、水道管凍結・破損の被害に見舞われ、福岡県内で一時13万世帯が断水する災害となった。

近隣の福岡管区気象台太宰府観測所では1月25日早朝に-5.6まで気温が下がり本町においても、確認できているものだけで654件の水道管が破損し、未確認を含め、凍結による多くの水道管破損により、断水には至らなかったものの、水道水の安定供給が脅かされる被害となった。

凍霜害は早霜による被害は少なく、農作物の成育が活発となる4月～5月のおそ霜による被害が大きい。

2 地震

(1) 地震の履歴

ア 地震動による被害

宇美町は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年（平成17年）3月20日、福岡県北西方沖（福岡市西区玄海島の北西約8km・当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、宇美町においても震度5弱を観測した。

また、「平成28年（2016年）熊本地震」の一連の活動の中で、平成28年（2016年）4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ12km、マグニチュード7.3）により最大震度4を観測した。

イ 液状化による被害

2005年（平成17年）福岡県西方沖地震では、特に被害は起きていないが、灌漑期において、堰からの引水により地下水位が上昇することに伴い、河川及び水田付近において液状化現象が起こる可能性がある。

ウ 津波による被害

宇美町は、海に面しない内陸に位置していることから津波による影響はない。

■ 直近の宇美町で震度を観測した地震【2016年(平成28年) 熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016年 4月16日 1時25分	熊本	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 宇美町 最大震度4 一部損壊4棟

■ 過去の宇美町関係の主な地震

(日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
679年 12月-日夜	筑紫		6.5- 7.5	家屋倒壊、 幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1872年 3月14日 17時頃	浜田沖		7.1	久留米地区で液状化による被害
1941年 11月19日 1時46分	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分
1968年 8月6日 1時17分	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島
1996年 10月19日 23時44分	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡
1997年 6月25日 18時50分	山口県・ 島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。 水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005年 3月20日 10時53分	福岡県 西方沖	9	7.0	宇美町 最大震度5弱。 人的被害：なし 住家被害：全壊1棟、半壊1棟、一部損壊69棟 その他：水道4戸、ガス1戸、ブロック倒壊6箇所

(2) 地震災害の想定

東日本大震災を踏まえ、最新の知見に基づき、災害想定を見直すとともに、平成24年3月に福岡県が地震に関する防災アセスメント調査を実施した報告書を基に、宇美町における被害を予測した。

ア 宇美町に影響がある主な活断層

現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の評価は次ページのとおりである。

【宇美町に影響がある活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠- 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年 ～30,000 年	不明
最新の活動時期	2005年福 岡市西方沖 の地震	4,300年前 以後、3,40 0年以前	4,600年前 以後、2,40 0年以前	28,000年 前以後、13 ,000年以前	13,000年 前以後、概 ね2,000年 前以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0～3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

※以外 国（地震調査研究推進本部）による長期評価

イ 想定地震による被害等の概要

県内の活断層のうち、県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼす4つの断層について、福岡県の報告書を基に、宇美町における被害を予測した。

なお、宇美断層については、政府の地震調査研究推進本部の「宇美断層の長期評価」では、過去の地震に関するデータの充足度が低く、発生確率もほぼ0%との報告があり、被害予測が困難であることから除外した。

- ・ 小倉東断層（中央下部）
- ・ 西山断層（北西下部）
- ・ 警固断層南東部（北西下部）
- ・ 水縄断層（中央下部）

○ 地震動

いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。

最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。これらの地域は、表層の軟弱な地盤であるため、特に強い地震動が予測されたものと考えられる。

宇美町では、西山断層、警固断層及び宇美断層において震度6強を観測すると予想される。

○ 液状化

液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。

宇美町では、西山断層、警固断層及び宇美断層において、町の西部に液状化危険度4段階区分の最上位である「かなり高い」とする箇所が分布している。

○ 斜面崩壊

想定断層に近い急傾斜地において崩壊の可能性が高い。特に警固断層南東部の想定では、被害の範囲が大きく、福岡都市圏を中心に崩壊の危険度が高いと想定され、宇美町では、3段階評価のうち高いとされる斜面が12箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は13棟と予測される。

○ 建物被害

建物被害は、建物棟数が多く、警固断層（南東部）で、最も大きい被害が予測されており、宇美町でも木造建物が全壊379棟、半壊320棟、非木造建物が全壊21棟、半壊37棟と予測される。

○ 地震火災被害

宇美町において、最も影響が大きいと想定された断層は警固断層（南東部）で、地震による出火は数件発生するが、消防力により鎮火され焼失棟数はないものと予想される。

○ ライフライン施設被害

ライフラインについては、警固断層南東部の想定で最も被害が大きく、特に県民生活に重大な影響が及ぶ上下水道、電気、電話について、上水道被害は210箇所、下水道被害は30箇所、電力柱被害は4箇所、電話柱被害は4箇所で発生すると予測される。

○ 交通施設被害

・道路被害

福岡都市圏では、国県道の被害箇所数は警固断層南東部の想定で最も大きく、宇美町を通過する主要地方道の区間内で、県道筑紫野古賀線4箇所、飯塚大野城線2箇所、福岡太宰府線1箇所となっている。

宇美町の町道部においても、河川添いや盛土形成部の道路を中心に損壊が発生するとことが予測される。

・鉄道被害

鉄道被害については、警固断層南東部の想定で福岡都市圏を中心に346箇所の被害が予測されている中で、宇美町から通勤通学に使用する路線区間ににおいて、香椎線20箇所、福北ゆたか線10箇所、鹿児島本線65箇所、福岡市営地下鉄空港線13箇所の被害が予測される。

○ 人的被害

建物の倒壊や斜面崩壊により、人的被害の発生が予測されている。警固断層南東部の想定では建物被害が大きいことから、それに伴う人的被害は福岡市を中心に、死者が1,183名、負傷者が22,508名発生すると予測され、宇美町においても、死者が33名、負傷者730名、避難者が889名と予想される。

※ 参考文献「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書 平成24年3月」

第2章 地域強靭化の基本的な考え方

I 地域強靭化の意義

宇美町は、福岡市や糸島市のほか宗像地域、糟屋地域、筑紫地域の17市町で構成される福岡都市圏の東部に位置し、福岡県の内陸部で、町の東部には三郡山地、南西部に四王寺山脈や井野山などによって市街地が囲まれる形となっており、町土の約6割が森林であることから、自然豊かな環境にあるとともに、これらの山域は河川の源流部で、2級河川4河川が合流し宇美川となって志免町、福岡市を経て博多湾に注いでいる。

市街地は、町の北西側に形成され、福岡市中心部から直線距離で10km以内である好立地条件のもとベットタウンとしての役割をはたしており、宇美町役場をはじめとする公共施設や住宅が集中している。

陸路では、主要地方道の福岡太宰府線、筑紫野古賀線が町の中央部を南北に通り、この二線と交差するように同じく主要地方道飯塚大野城線が通っている。

また、町の西部に九州縦貫自動車道が南北にわたって通っているほか、JR九州香椎線の終着駅もあり、近隣へのアクセスに優れた交通基盤を有し、地域経済活性化する上でも重要な役割を果たしている。

近年、宇美町が被った大規模な災害としては、震災となった平成17年3月の福岡県西方沖地震や宇美川の決壊をもたらした平成15年7月の集中豪雨があり、また、周辺地区では筑後川の支川である山地部の中小河川において、大量の土砂や流木による堤防の決壊や河道閉塞などの被害が発生した平成29年7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成30年7月豪雨が記憶に新しい。

宇美町は、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に宇美町の地域強靭化を推進しなければならない。

また、国全体の強靭化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靭化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、宇美町の地域強靭化を推進し、福岡都市圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靭化の取り組みは、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、福岡都市圏からの人材の還流を生み出すとともに、人口減少、高齢化社会の鈍化、地域間の連携強化を促進することから、宇美町における地方創生にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、宇美町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

III 基本目標

I 基本理念

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

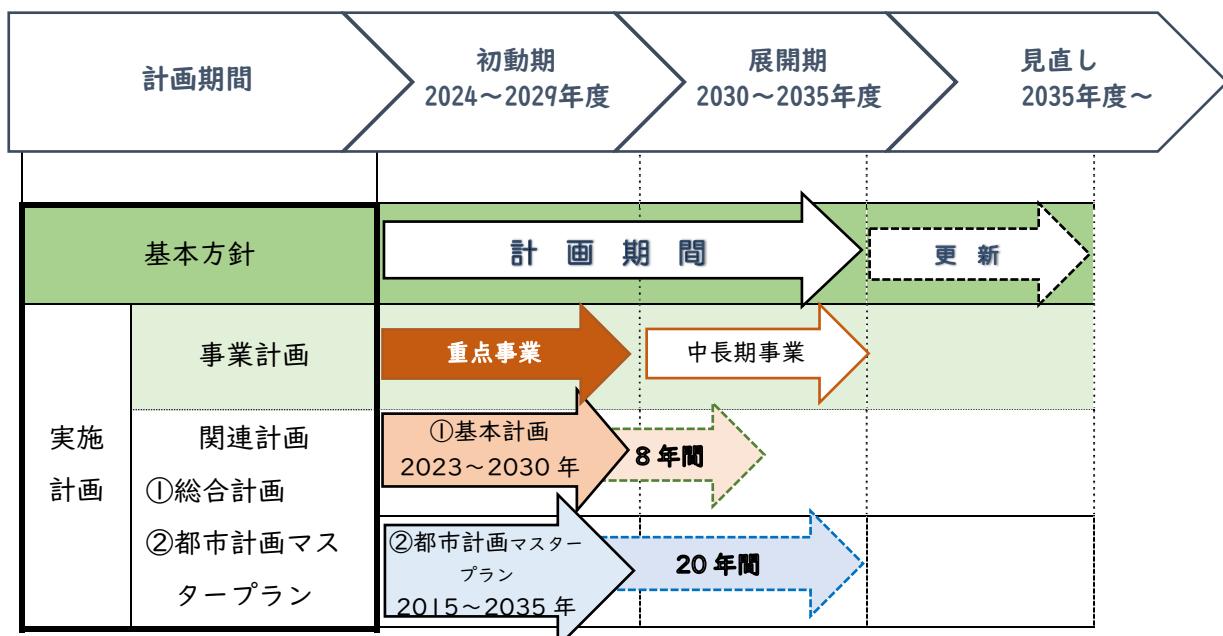
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する（20ページ参照）。

2 計画期間

計画期間は、2024年度～2035年度の10年間

●重点事業は、2024年度～2029年度の5年間を計画目標とする。



IV 地域強靭化を推進するまでの基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靭化を推進するまでの基本的な方針」（19、20 ページ参照）に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靭化を推進する。

I 強靭化の取り組み姿勢

○ P D C A サイクルの実施

地域強靭化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靭化の取り組みを通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靭化への貢献

他地域での大規模災害時に宇美町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

地域資源を効果的に活用した循環型社会と持続可能な社会の実現を目指し、災害時においても安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入など、平常時の活用も念頭においていた対策 3R の発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再利用（Recycle）となるよう工夫する。

2 取り組みの効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

福岡県をはじめ他市町との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靭化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靭化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靭化を社会全体の取り組みとして推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取り組みを含め、十分な配慮を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靭化を推進するまでの基本的な方針」

(1) 国土強靭化の取り組み姿勢

- ① 我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking : 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ③ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ④ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑤ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑥ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

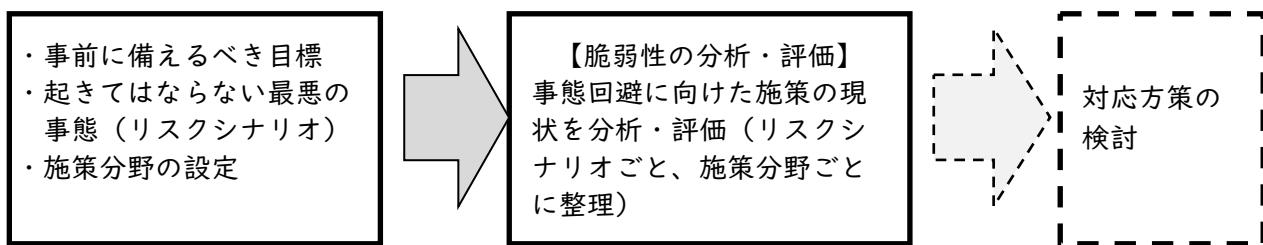
- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 宇美町の強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靭化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

宇美町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

(リスクシナリオ) の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、宇美町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

(個別施策分野)

- ①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
⑥農林業、⑦町土保全、⑧環境、⑨土地利用（町土利用）、
⑩行政／警察・消防／防災教育等

(横断的分野)

- ⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られる ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊、火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	宇美町における医療機能の麻痺
		2-6	宇美町における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発
	3	3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による町土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

IV 脆弱性の分析・評価の手順

28のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靭化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各課等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各課等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靭化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定。
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

✓ 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ別紙1「脆弱性評価結果」、別紙2「事業進捗管理表」のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靭化に向けた取り組みの実施主体は、国、県、市町村のみならず、県民や事業者など多岐にわたっており、地域強靭化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靭化に向けた継続的な取り組みが必要

地域強靭化の取り組みに終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要である。

第4章 強靭化施策の推進方針

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（ＫＰＩ）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、宇美町以外の市町村や国、県などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靭化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靭化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する。

施設名の横に記載する【 】内の文字は、各施設を所管する課等を省略して記載したもの。

【総務】：総務課	【地域】：地域コミュニティ課
【シティ】：シティプロモーション課	【住民】：住民課
【税務】：税務課	【健康】：健康課
【福祉】：福祉課	【企財】：企画財政課
【環境】：環境課	【上下】：上下水道課
【都市】：都市整備課	【管財】：管財課
【社教】：社会教育課	【こども】：こどもみらい課
【学校】：学校教育課	【会計】：会計課
【議会】：議会事務局	

I 直接死を最大限防ぐ

I-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊、火災等による多数の死傷者の発生

(住宅、特定建築物(※)の耐震化) 【都市・管財・地域】

- 特定建築物や住宅の耐震化を促進する。特に地震発生時に通行を確保すべき道路として、主要地方道筑紫野古賀線・飯塚大野城線・福岡太宰府線、町道井野～吉原線、町道柳原～大名坂線、町道早見団地1号線の沿道にある特定建築物や住宅については重点的に耐震化を促進する。

また、町及び民間が所有する耐震性のない特定建築物について、「宇美町耐震改修促進計画」に位置付け、宇美町自らの計画的な耐震化の取り組みを促進する。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多くの者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

(学校施設の耐震化) 【学校・こども・管財】

- 町立小中学校施設は、文部科学省「小中学校施設整備指針」に基づき、各学校が「学校施設評価」を行い、保全計画を立て、必要な補修を行うと共に、国の方針や補助制度などの情報を提供し、指導助言を行う。

(応急危険度判定体制の整備) 【都市・管財・上下・地域・税務・企財】

- 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大を推進し、有効期限切れを未然に防ぐよう指導する。

(宅地造成・開発行為の災害対策) 【都市・管財】

- 宅地造成及び開発行為の有無を調査し、関係課と連携して、土地開発事業の適正な施行を確保し、もって開発区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに生活環境の保全により、良好な都市の形成するため、指導及び助言を行う。

(住環境等の整備) 【都市・環境】

- 住宅地開発や土地区画整理事業によって形成された良好な住環境を機能維持するとともに、既市街地における住環境の改善を重点的に実施し、安全に歩ける生活道路の整備・改善、交流の場の醸成など、身近な生活環境の向上にむけた取り組みを推進する。

(不燃化対策) 【都市・管財】

- 良好的な都市環境づくりを目指し、都市計画法、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化、市街地における防火対策を促進する。

(指定緊急避難場所となる施設管理、老朽化対策) 【学校・都市・管財・地域・環境・社教】

- 指定緊急避難場所となっているグラウンドや公園の機能を維持するため、適切な維持管理を行うとともに、カラー舗装や避難所誘導標識等の整備を推進する。

I-2 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

(激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策) 【都市】

- 「平成15年7月の集中豪雨」による被害を受け、福岡県が実施した河川改修工事及び鋼製スリット砂防設置等の整備等について更なる改良について福岡県へ働きかける。

「平成30年7月豪雨」で大きな土砂の流出があった井野地区の林地開発について、防災機能の強化について、福岡県とともに指導及び助言を行う。

また、町内の河川について、河道の掘削・土砂浚渫などにより流下能力を向上させ、再度の浸水被害を軽減する取り組みを継続して福岡県へ要望する。

(気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進) 【都市】

・河川改修

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削・浚渫や洪水調節施設等、福岡県と連携して治水対策を推進する。近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水を軽減するため調整池の整備を推進するとともに、嵩上げなどの対策についても検討する。

・雨水流出抑制策

- 流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

(通信技術等を活用した災害対策の構築) 【地域】

・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

- 町内の河川監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断の支援を目的に、従来の水位計や河川監視カメラの適切な維持管理を行う。

(下水道による浸水対策) 【上下】

- 都市における浸水対策の強化を図るため、公共下水道供用開始区域内の水洗化を促進するとともに、公共下水道未整備地区の整備を計画的に行う。

(洪水及び内水に対するハザードマップの作成) 【地域・上下・都市】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を校区コミュニティに働きかける。

各種ハザードマップについては、関係法令の改正に伴い、想定最大規模降雨に対応したハザードマップの継続的な更新を推進し、災害危険区域や安全な避難の確保等の情報を提供する。

(町内河川における水害対応タイムラインの策定) 【地域】

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインの策定をするよう努める。

(適時適切な避難指示等の発令) 【地域】

- 令和3年5月に改正された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、町が適切に避難指示等を発令できるよう、校区コミュニティ防災会議等で説明を行う。

I - 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(過去に土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策) 【都市】

- 過去の災害において、これまで福岡県等が実施した砂防堰堤、治山堰堤、擁壁や法面工の整備といった砂防、治山、急傾斜地崩壊防止事業等が逐次進められてきたが、梅雨時期前等にこれらの箇所の巡回を行い、再発を未然に防止するため、適切な対策を講じる。

(人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進) 【都市・地域】

- ・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
- 土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に実態調査に努め、今後の対策について福岡県の指定を受け実施されるよう推進する。
- ・気候変動等の影響を踏まえた整備
- 近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地・林地開発について、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の処置について指導や監督を強化する。

(治山施設の整備) 【都市】

- 山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、危険地区について調査・巡回を実施し、実態把握をするとともに、崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。

また、治山事業について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。

(土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化) 【地域】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップ・防災ハンドブックの作成及び更新に加え、自主防災組織の育成・強化・活動支援を行い、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

I - 4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

(防災情報通信基盤の整備) 【地域】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、宇美町と福岡県、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。
また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、操作要領等を職員に周知し、訓練を行う。

(土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供) 【地域】

- 警報発令時や土砂災害危険度情報を登録制メールや町公式LINE・SNSなどの様々なツールを使って情報発信を行っているが、官民連携・共有可能な情報配信などの環境整備と訓練を実施するとともに、それらの適切な維持管理を行う。

(指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制) 【地域】

- 避難所の生活環境改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者・運営管理者及び運営従事職員との連携を記載した避難所運営マニュアルに沿った運営を行うため、職員研修を実施するとともに、適宜見直しを行う。

(避難行動要支援者の避難支援) 【福祉・地域】

- 避難行動要支援者の個別避難支援計画の協定率が低いため、協定締結を推進・支援する。
また、自主防災組織への働きかけを行い、校区コミュニティを対象とした研修会や訓練を開催するなど、必要な支援を行う。

(福祉避難所への避難体制の整備の促進) 【地域・福祉】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、校区コミュニティ、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

(外国人に対する支援) 【地域】

- 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、外国人に対する防災教育、訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

(防災教育の推進) 【学校・こども・地域】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を各種研修の機会を通して周知を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(公助による備蓄・調達の推進) 【地域・健康・福祉】

- 宇美町備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に各避難所へ備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。
また、同計画で定めた目標量を備蓄するよう働きかけるほか、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。
 - ・物資の供給に関する協定の締結事業者数
 - ・物資等の緊急輸送に関する協定の締結事業者数
 - ・災害時における物資の保管等に関する協定の締結事業者数
 - ・給食提供事業者との食糧供給災害協定
 - ・医療品等の供給体制の確保

(自助・共助による備蓄の促進) 【地域】

- 町民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や校区コミュニティ防災部会等での周知を図る。

(給食施設における給食供給体制の整備) 【学校・地域】

- 本町が中学校の給食提供について委託している民間事業者と、災害時における食糧（弁当）の供給について、学校教育課と連携して「災害時における食糧等物資の供給に関する協定」締結に向けて検討、協議を行う。

2-2 長期にわたる孤立地域等の発生

(孤立現場状況の映像による情報収集の構築) 【都市・地域】

- 災害に伴い、道路等崩壊による陸路遮断の影響により、孤立地域に近づけない箇所の被害及び被災者の状況を把握するため、ドローンによる映像を基に的確な情報を入手するため、導入について検討を行う。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

(災害対応装備資機材等の整備) 【地域】

- 過去の災害被害や、近年の大規模化する災害について、他の事例を基に災害を想定し、必要不可欠となる資機材について、他の自治体を参考に導入について検討を行い、整備を進める。
また、整備した資機材を活用した災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上を図る。

(交通情報の収集・提供) 【地域】

- 「防犯カメラ設置協定」に基づき、町内の主要交差点に設置された防犯カメラによる詳細な道路情報の収集を行う。
また、関係各所と協議を進め、設置箇所数の拡大を検討する。

(消防団の装備強化) 【地域】

- 近年の大型化する風水害、大規模地震等に対応した救助資機材等の整備を進めるとともに、老朽化した消防車両についても、計画的な車両更新を行う。

(消防団員の確保と教育) 【地域】

- 消防団活動の周知と啓発を行い、団員確保に努めるとともに、消防団員の報酬引上げ等による待遇改善、各種研修会や訓練を実施することで消防技術の習得を推進する。
また、各分団相互間の協力体制強化を図るほか、大規模災害に備え、南部ブロック防災訓練等を継続的に実施することで、実効性のある応援態勢の構築を図る。

(自主防災組織の充実強化) 【地域】

- 校区コミュニティを通じ、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取り組みにより、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。
また、住民参加型の避難訓練を実施することで、自主防災組織の必要性と災害に対する認識の重要性を周知する。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

(帰宅困難者に対する支援) 【地域】

- 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、事業者等との協定締結による徒步帰宅者支援ステーションの整備を推進し、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等への啓発と普及に努める。
・協定の締結事業者数の拡大を推進

2-5 被災地における医療機能の麻痺

(現場(急性期医療)の災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援)【健康・福祉】

- 災害派遣医療チーム(DMAT)による迅速かつ適切な医療支援のため、宇美町地域防災計画に定める福祉班は、災害対応研修会等を通じ、災害医療知識・技術の維持、資質向上の取り組みを行う。

(避難所・現場救護所のJMATによる医療支援)【地域・健康・福祉】

- 災害時の被災地及び避難所における円滑な医療活動のため、福岡県医師会が編成する「JMAT福岡」の活動支援をするため、福祉班は、粕屋医師会、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の災害医療知識・技術の維持、資質向上に取り組む。

(被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援)【健康】

- 災害時の被災地及び避難所における円滑な医療活動のため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援をするため、福岡県を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

(保健医療調整本部との情報交換)【健康】

- 保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、福岡県が設置する保健医療調整本部と円滑な情報交換が実施できるよう平素から関係機関と情報交換に取り組む。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

(疾病及び感染症の予防・まん延防止)【健康・福祉】

- 感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、福岡県、粕屋保健福祉事務所から指定される、感染症指定医療機関を含め、感染症患者の入院受入要請等の訓練を実施する。

また、町内に開業する医療機関と平素から情報交換や連携を図るとともに、国内に病原体が常 在していない感染症について、国内での発生を想定し、福岡県、粕屋保健福祉事務所や関係団体等との密な連携を図る。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

(健康管理体制の構築)【健康】

- 被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、宇美町避難所運営マニュアルを基に、保健師が連携して開設された各避難所を定期的に巡回することで避難者の健康管理を行う。
 - ・保健師の職員数の増員、資格取得の奨励

(福祉避難所及び一般避難所の機能拡充)【地域・健康・福祉】

- 要配慮者の避難に備え、福祉避難所である、うみハビネスの機能充実を図るとともに、避難生活に必要な物資の整備を行う。

避難所の運営に關し、必要な知識と人材確保を図り、今後、高齢化に伴う要配慮者の増加や近年大型化する災害による避難者が増えることを見込み、福祉避難所の増設について推進する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

また、町内にある社会福祉施設や病院等と福祉避難所としての災害協定の締結に努める。

- ・福祉避難所の指定数の増加
- ・協定の締結事業者数の拡大を推進

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

(災害時の警察業務継続体制の確保) 【地域】

- 災害時に警察機能が不全となった場合に備え、庁舎内に宇美交番の代替となる施設を確保して機能維持対策を推進する。

また、昭和56年の建築基準法改正前に建てられた宇美交番については、災害時には倒壊の恐れと老朽化により更新時期が到来していることから、交番の移転を含めた建替を福岡県警に要望し、治安維持に努める。

(災害における犯罪予防体制の確保) 【地域】

- 災害時において、被災住宅地及び避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望するとともに、平時から福岡県粕屋警察署と情報共有や情報交換に取り組む。

(警察の広域応援体制の整備) 【地域】

- 災害時における治安維持のため、福岡県粕屋警察署、少年補導員、消防団、校区コミュニティ等と連携した活動に資するよう情報交換や訓練等の実施に取り組む。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(防災拠点となる公共施設の整備) 【管財・総務・地域】

- 宇美町公共施設等総合管理計画に基づき、災害対策本部となる庁舎については、建替え時に機能を満たすものとし、その他の防災拠点となる施設等については、適切な維持管理を行うとともに、同計画に基づき整備を進める。

(業務継続体制の確保) 【総務・地域】

- 災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、平成29年12月に策定した大規模災害時における宇美町業務継続計画を見直し、実効性のある計画とするとともに、職員に対して周知を図り、災害時の対応について理解を深める。

(受援体制の確保) 【総務・地域】

- 大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害対策本部設置・避難所運営訓練等) 【総務・地域・全課】

- 大規模災害発生時に応じるために、災害対策本部設置に伴い、職員初動マニュアルの適宜見直しと対応訓練を行うとともに、避難所開設を想定した職員向け訓練を継続的に実施する。
また、訓練結果を検証し、次年度へ反映する。

(各種防災訓練の実施) 【地域】

- 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、福岡県や各種団体等が主催する研修会に積極的に参加するとともに、訓練等を推進する。

(機動的な応援体制の整備) 【総務・地域】

- 発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。

(罹災証明の迅速な発行) 【地域・税務・管財・企財】

- 災害発生時に被災した家屋所有者に対して罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保や現地調査に同行する固定資産評価従事職員及び従事経験のある職員と情報交換を図るとともに、連携の強化を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

(宇美町における情報伝達手段の整備) 【地域・総務・シティ】

- 住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、防災行政無線と付随する自家発電装置の適切な維持管理を行う。
また、福岡県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、宇美町の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、SNSなど様々なメディアへ情報提供する。

(宇美町防災メールの運用) 【地域】

- 気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、宇美町防災メールの適切な運用・管理を行うとともに、更なる登録者数の拡大に向け、広報うみへの情報掲載や校区コミュニティ、自治会の防災会議等で町民への周知を図る。

(災害・防災情報の利用者による対策促進) 【地域】

- 町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、宇美町防災ハンドブック等を参考に、町民や事業者等に対し、蓄電池・乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

(災害時のエネルギー需給の確保と多様化) 【学校・社教・環境・上下・地域・総務・管財】

- 災害時の電力復旧に関し、電気事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧にむけた関係者との情報共有の仕組みづくりと訓練等を促すとともに、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入を公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等において、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。

(自家発電施設の維持管理と供給維持対策) 【こども・社教・地域・管財】

- 町が保有する自家発電設備について、適切な維持管理を行うとともに、平常時から地域資源を有効活用した持続可能なエネルギーの供給維持を実施する。

また、移動型発電機について、町保有台数の増加を進め、併せて建設機械リース事業者等との災害協定の締結を進める。

更に、発電機の長期使用を見込み、石油類燃料を確保するため、備蓄環境の整備と石油類燃料販売業者等との災害協定の締結を促進する。

(ガス供給の確保と体制整備) 【地域】

- 災害時のエネルギー確保のため、ガス事業者との情報共有の仕組みづくりと訓練等を促すとともに、公共施設及び避難所の長期運営に備え、ガス事業者とガスの供給及び附随する機材並びに施工について、災害協定の締結を促進する。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

(水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進) 【上下】

- 水道用水の安定供給を図るため、宇美町上水道事業が保有する水道施設について、耐震性能を満たすため、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を行い、国庫補助を活用した施設整備を実施する。

また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

(災害時における応急給水と人材確保) 【上下】

- 大規模な災害により、断水となった場合を想定し、応急給水の方法、必要な資機材、人材の確保に努め、対処方法についてマニュアル化すると共に、必要な訓練を実施する。

(水資源の確保) 【上下】

・有効利用

- 水道施設被害の甚大化により長期化する断水に対応するため、「福岡都市圏水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他市町からの水融通について検討を行う。

・水道施設の広域的整備

- 福岡県が「福岡都市圏広域的水道整備計画」に基づき水道施設の広域的な整備を行っているが、水道事業の広域化について関係市町と情報共有や研修会を通じ検討を行う。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

(災害時の流域下水道事業との連携) 【上下】

- 宇美町の下水道は多々良川流域下水道事業により福岡県が管理する汚水処理施設となっているが、災害に備え平時から多々良川浄化センターと関係する町が情報共有を図り、機能停止を想定した代替案の検討や合同訓練等を実施する。

(下水道施設の耐震化) 【上下】

- 宇美町の下水道事業が整備した汚水管路について、長期整備計画に基づき耐震化を促進とともに、経年化が進んだ管路施設や宅地開発等で受贈を受けた管路施設については、定期的な管路調査を実施し、必要な措置を講じる等、適切な維持管理を行う。

(下水道BCPの実効性の確保) 【上下】

- 下水道事業業務継続計画について、適宜情報更新を行い、実効性のある計画とともに、計画にある訓練を定期的に実施する。

(浄化槽・公共下水道の整備) 【環境・上下】

- 老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り便所から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助する。
また、浸水対策のため公共下水道事業の整備を進めるとともに、供用開始区域内の水洗化向上施策を実施する。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

(JR宇美駅の耐震化) 【シティ・地域】

- 迅速な災害復旧を目指す上で、JR九州が所有する宇美駅舎及び町内にある鉄橋等について、耐震化を要望するとともに、町民の交通機関であり重要性に鑑み、JR九州と意思の疎通を図る。

(道路の斜面崩落防止対策) 【都市】

- 災害時における安全な道路を確保するため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止する優先順位として、宇美町地域防災計画に記載のある道路危険箇所について、巡回の強化と道路土工構造物としての点検業務を委託し、その結果に基づき対策を推進する。

(道路橋梁の適切な維持管理) 【都市】

- 災害時における道路橋梁の安全性・信頼性確保ため、町内に架る道路橋梁については、「宇美町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて橋梁の架替えを行う。

安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の修繕等を重点的に進める。

(緊急輸送道路の整備と見直し) 【都市・地域】

- 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

(災害時の道路啓開体制の強化) 【都市・地域】

- 福岡県や町が管理する道路の通行止めや道路啓開の作業実施の有無等を警察と相互に連携、協力し、情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

(生活道路の整備) 【都市】

- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

(道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)) 【都市】

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修に努める。

(河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)) 【都市】

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

(調整池の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)) 【都市】

- 調整池の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、戦略的かつ効率的な維持管理・更新及び設置についての検討を行う。

(砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)) 【都市・環境】

- 砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、関係機関と情報共有を行うとともに、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

(治山施設の老朽化対策) 【都市】

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、関係機関と連携して施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(企業BCPの策定促進) 【シティ・地域】

- 福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・宇美町商工会が行う窓口相談などの取り組みを通じて、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

(商工業者への事業継続支援) 【シティ】

- 宇美町商工会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(事業継続力強化支援計画の策定促進) 【シティ・地域】

- 町内事業所の事業継続力を強化するため、宇美町商工会が宇美町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

(代替性確保や信頼性を高めるための重要物流道路整備) 【都市】

- 多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を進め、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための宇美町にスマートインターチェンジの設置実現のため、様々な検討を行い、機能強化を進める。

(広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化) 【都市】

- 災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と高規格幹線道路や一般道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。

6-2 食料等の安定供給の停滞

(農地の防災・減災対策) 【都市】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、農業従事者、施設管理者と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の防災上の事項について指導し、管理の徹底と整備を進める。

(農業水利施設の老朽化対策) 【都市】

- 農業生産力の維持安定を図るため、用排水路等農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。

(農道・林道の整備、保全) 【都市】

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、施設の点検・診断を推進する。

(農業用ハウスの補強) 【都市】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災・減災対策) 【都市】

- 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、再選定を行う。

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、地域と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

(農業用施設の老朽化対策) 【都市】

- 豪雨等による災害防止のため、農業用施設の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

(大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等) 【環境】

- 町民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壤中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導について、福岡県等の関係機関と連携を計りながら行う。

災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制についても情報共有体制を確保する。

有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、福岡県やマスコミを通じて、町民に対し、周知等を行う。

また、土壤汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壤汚染対策を指導する。

(毒物劇物の流出等の防止) 【環境】

- 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、福岡県等関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を推進する。

7-3 農地・森林等の被害による町土の荒廃

(地域における農地・農業水利施設等の保全) 【都市】

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的交付金による支援を行うとともに、広報活動などによりその取り組み内容の普及を図る。

(荒廃農地対策) 【都市】

- 農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、農地利用集積を推進し、活用を働きかける。

(森林の整備・保全) 【都市】

- 森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県荒廃森林整備事業交付金を活用し、強度間伐(※)を実施するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助する。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐（間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理体制の整備) 【環境】

- 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、宇美町地域防災計画に定めるがれき処理の手順に基づき、処理を行う。
また、福岡県が平成28年3月に策定した災害廃棄物処理計画を基に同計画の策定を行い、職員等の人材育成を図る。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(防災担当職員等の育成) 【総務・地域】

- 大規模災害時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加、防災担当職員の育成や、災害アドバイザーの派遣などの取り組みを実施する。

(迅速な応急・災害復旧のための自治体支援) 【総務・地域】

- 被災市町村の復旧・復興を支援するため、職員派遣など災害復旧に必要な人材派遣を実施する。

(公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築) 【地域・都市・上下】

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

(建設人材の確保・育成) 【都市・環境・上下・管財・シティ】

- 復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国の指針に基づいた予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行う。

また、魅力ややりがいを伝え、関心を持ってもらうことで、若年者をはじめとする建設業未経験者の新規流入を促すため、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る。

(災害ボランティア活動の強化) 【地域・健康・福祉】

- 災害ボランティアコーディネーターの育成や宇美町社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

(農地防災・災害アドバイザーの育成・確保) 【都市】

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失

(地域コミュニティの活性化) 【地域】

- 地域コミュニティ活性化に取り組むため、平成27年度10月に策定の宇美町地域コミュニティ推進計画に基づき、職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例等の広報・啓発活動を継続的に支援する。

(被災者等支援制度の周知) 【健康・福祉・地域】

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

(貴重な文化財の喪失への対策) 【社教・シティ】

- 文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。
修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査結果の保全) 【管財・税務・都市・地域】

- 近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、地籍調査結果の保全に努め、被災後の復旧・復興を円滑に進める検討を行う。

(建設型応急仮設住宅の供給体制の整備) 【管財・地域】

- 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

(公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備) 【管財・地域】

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、福岡県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、民間関係団体等との情報共有及び連携を図る。

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した策定会議などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靭化を実効性あるものとするため、宇美町だけでなく、国、県、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靭化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（ＫＰＩ）について、ＰＤＣＡサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、5年を目途として計画内容の見直しを行う。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

別紙 I 脆弱性評価結果

I 直接死を最大限防ぐ

I-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【都市・管財・地域】

地震発生時に通行を確保すべき道路として、主要地方道筑紫野古賀線・飯塚大野城線・福岡太宰府線、町道井野～吉原線、町道柳原～大名坂線、町道早見団地1号線の沿道にある特定建築物や住宅については重点的に耐震化を促進する。

また、町及び民間が所有する耐震性のない特定建築物について、「宇美町耐震改修促進計画」に位置づけ、宇美町自らの計画的な耐震化の取り組みについて啓発を促進する必要がある。

特に公共施設については、「都市計画マスターplan」「宇美町公共施設等再配置計画」に基づき、整合性かつ効率的な施設の配置が必要である。

更に、木造戸建て住宅については、福岡県の住宅耐震改修促進事業費補助金を活用し、一般住宅の耐震改修を推進していく必要がある。

その他、家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策、火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行う必要がある。

また、特に近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、小学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施するとともに、財政支援として国や県からの補助金を活用し、ブロック塀等撤去費補助金を交付して、問題がある塀については、地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐ取り組みが引き続き必要である。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

○ 学校施設の耐震化 【学校・こども・管財】

町立小中学校施設については、校舎及び体育館とともに耐震化は完了しているが、文部科学省「小中学校施設整備指針」及び「宇美町立小中学校長寿命化計画」に基づき、各学校が「学校評価」を行い、必要に応じて補修と適切な維持管理を実施する必要がある。

私立学校施設については、平成26年度から、学校法人が行う私立学校施設の耐震改修及び改築工事について、国庫補助に加え、県費で補助の上乗せ制度があることから、私立学校の設置者に対し、説明会の開催や個別ヒアリングの実施などにより、補助制度、融資制度等の周知を図りながら耐震化の働きかけが必要である。

併せて、非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努めるよう指導助言等を行う。

I-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き適切な維持管理の促進が必要である。

○ 応急危険度判定体制の整備 【都市・管財・上下・地域・税務・企財】

資格保有者が少数であることから、技術系職員に加え、固定資産評価に従事する職員も含め、登録者数の拡大と有効期限切れを未然に防ぐよう指導が必要である。

また、災害被災地に派遣することで実務の習得が期待できることから積極的な派遣を行う必要がある。

また、近年の災害を踏まえ、町内災害時における町外からの判定士の受入体制を整備、他市町村からの派遣要請にも応じるためにもこのような取り組みが必要である。

○ 宅地造成・開発行為の災害対策 【都市・管財】

宅地造成及び開発行為について、用途地域無指定の区域においては、用途地域や特定用途制限区域等の設定を行い、無秩序な開発を未然に防ぐ必要がある。

特に、近年多発する豪雨災害に備え、雨水や土砂の流失対策を指導するとともに、土砂災害警戒区域内における開発行為等、ハザードマップなどを参考に災害対策を進めることが必要である。

○ 住環境等の整備 【都市・環境】

住宅地開発や土地区画整理事業によって形成された住環境において、近年では空家や空き地等からの樹木や雑草が敷地からはみ出しており通行障害となっているため適宜、指導等が必要である。

また、道路側溝等が落ち葉や土砂の堆積により、大雨等の際には雨水が溢れる地域もあることから、定期的な点検や維持管理が必要である。

生活道路は災害時において、不特定多数の町民が避難経路として使用するため、塀等の倒壊防止、案内表示の視認性向上、狭い道路の拡幅整備等、安全な住環境整備に取り組むことが必要である。

○ 不燃化対策 【都市・管財】

良好な都市環境づくりを目指し、都市計画法、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼の恐れのある外壁の準防火性能化、市街地及び住居地域における防火対策を促進する。

○ 指定緊急避難場所となる施設管理、老朽化対策 【学校・社教・都市・管財・環境・地域】

宇美町地域防災計画で指定緊急避難場所となっているグラウンドや公園の機能を持続するため、適切な維持管理を行うとともに、カラー舗装や避難所誘導標識等の整備と維持管理が必要である。

「宇美町公共施設等総合管理計画」に基づく施設については、統廃合による機能喪失がないように代替え施設の整備や、既存の避難所においても避難者の健康管理のため、空調設備の充実も必要である。

I-2 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策 【都市】

「平成15年7月の集中豪雨」による浸水被害を受け、福岡県が実施した河川改修工事及び鋼製スリット砂防設置等の整備が完了した箇所については、適宜、巡回を実施して状況を注視するとともに、異常がある場合は管理者である福岡県へ報告する必要がある。

「平成30年7月豪雨」で大きな土砂の流出があった井野地区の林地開発について防災機能が機能しているか必要に応じて巡回をするとともに、福岡県と情報共有を行う必要がある。

また、町内の2級河川について、土砂の堆積や樹木が生息している箇所については、河道の掘削・土砂浚渫などにより流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取り組みを継続して河川管理者である福岡県へ要望する必要がある。

さらには、普通河川においても、過去の被害を基に巡回点検を実施し、管理者等の関係機関と連携して被害を軽減する取り組みが必要である。

○ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 【都市】

(河川改修)

近年における気候変動などによる大雨洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川や氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水を軽減するため、管理者である福岡県と連携した治水対策が必要である。

普通河川において対策が必要な箇所については、巡回や改修等の検討を行う必要がある。

(農業堰の整備)

町内に設置している農業用堰について、降雨による自動転倒堰は災害時に作動するよう適切な維持管理を行うとともに、手動型の堰や老朽化が進む堰等の改修について検討が必要である。

また、近年多発する豪雨災害に備え、降雨前に事前に堰を倒し、河川断面を確保する等の対策が有効であることから、利水者への周知と研修等を通じ、事前放流についての理解と実践を継続していくことが必要である。

(雨水流出抑制策)

流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行なう。

農地については、雨水等の一時貯留施設の役割があることから、農地の保全及び適切な維持管理及び指導と助言が必要である。

○ 通信技術等を活用した災害対策の構築 【地域】

(危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置)

町内の河川や雨量等の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラの適切な維持管理を行う。

I-2 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

また、近年の気象状況を踏まえると既存の施設に加え、より多くの情報を得るために、河川監視カメラや河川水位計の増設、監視位置の検討が急務である。

更に、災害時にはアクセスが集中することから混線による情報配信の不確実性を解消するために回線増設は必須である。

○ 下水道による浸水対策 【上下】

都市における浸水対策の強化を図るため、公共下水道供用開始区域内の水洗化を促進するとともに、公共下水道未整備地区の整備を計画的に行なうことが必要である。

供用開始区域内においては、接続期限である3年を経過したものや、汲み取り式便所を有する家屋を中心に水洗化を促すことを推進する必要がある。

下水道未整備地区については、家屋の密集度、汲み取り式便所、家屋間延長等を考慮し費用対効果に努め、下水道10年概成の目標の達成を目指す必要がある。

○ 洪水及び内水に対するハザードマップの作成 【地域・上下・都市】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、策定されている浸水ハザードマップ及び内水ハザードマップを活用した防災訓練を校区コミュニティと共同で実施する必要がある。

洪水ハザードマップについては、河川管理者である福岡県が河川ごとに浸水想定区域の見直しを行っており、本町のハザードマップも最新の情報へ見直しや更新が必要である。

更新されたハザードマップについては、住民周知を図るため各戸への個別配布に加え、ホームページでの公表やSNS等を活用した情報配信、窓口配布を適宜行う必要がある。

○ 町内河川における水害対応タイムラインの策定 【地域】

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行なうため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインの策定が必要である。

災害の発生が予想される場合には、現在運用している防災気象情報システムの活用と情報配信を行い、より効果的な避難の呼びかけと避難を必要とする住民を支援する取り組みが必要である。

○ 適時適切な避難指示等の発令 【地域】

令和3年5月に改正された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、町が適切に避難指示等（水害）を発令できるよう職員の知識向上と組織体制の整備及び校区コミュニティ防災会議などで説明を行い、周知して行く必要がある。

高齢者等避難や避難指示等の発令に際し、確実に周知が行き届くように宇美町防災メールへの登録の推進とメディアやSNS等を活用し、有事となった場合には、消防団等と連携し、地域の巡回を行う必要がある。

また、水位上昇等により、水没地域の孤立者救助のため、救助ボート等の水難救助資機材の整備も必要である。

I-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ 過去に土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の実施 【都市】

過去の災害において、これまで福岡県等が実施した砂防堰堤、治山堰堤、擁壁や法面の整備といった砂防、治山、急傾斜地崩壊防止事業等が逐次進められてきたが、梅雨時期等にこれらの箇所の巡回を行い、再発を未然に防止するため適切な対策を講じる必要がある場合には、福岡県と情報共有を図り、事業を進める必要がある。

本町の山間部においては、県有林、国有林もあることから、国や福岡県と連携しながら土砂災害を未然に防ぐ対策について協議を重ね実施していく必要がある。

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 【都市・地域】

(土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備)

土砂災害の防止・軽減を図るため、福岡県の砂防事業を実施すべく、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら緊急性、重要性の高い箇所を中心に実態調査に努め、今後の対策について福岡県の指定を受け実施されるよう推進していく必要がある。

また、二次災害となる河川に土砂の流出が予想される区域や主要道路に土砂が流出する区域についても同様に福岡県へ働きかける必要がある。

(気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)

近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を推進して行く必要がある。

- ・下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な渓流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備
- ・土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備
- ・被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築

○ 治山施設の整備 【都市】

山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、危険地区について調査・巡回を通じて実態の把握を行う必要がある。

既存の治山ダムには崩壊土砂や流木の堆積が見られるため、土砂の浚渫や新たな治山ダムの建設等を福岡県へ要望することが必要である。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 【地域】

策定されている宇美町防災ハザードマップは校区毎に策定し、解りやすい作りとなっているが、今後の改定時にも同様の取り組みをすることが重要である。

また、河川の浸水想定区域を福岡県が適宜見直しを行っていることから本町においても遅延なく更新することが必要である。

更には、宅地や林地造成により土砂災害警戒区域の変更や認定されていない斜面等も同様の見直しが求められる。

平成30年3月に発行された「宇美町我家の防災ハンドブック」の適宜更新と新規移住者への配布に加え、住民に対する防災知識の普及啓発を今後も行う必要がある。

土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者に対し、個別の情報提供や自治会を通じて早期避難の実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図ることが必要である。

I-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災情報通信基盤の整備 【地域】

整備された福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムの保守に加え、独自の防災メール配信システムの計画的な維持管理が必要である。

また、運用中の「宇美町防災気象情報 雨量と河川の監視システム」の計画的な維持管理やシステム更新等、機器の正常な運用が確保されることが必要である。

更に、多様化と高度化する情報通信機器を非常時に迅速かつ確実に操作運用できる職員を増やすための訓練が重要な課題である。

○ 土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供 【地域】

警報発令時や短時間降雨等、気象情報に連動して事前に登録した住民に防災メール配信システムを運用しているが、職員各自が配信できる環境整備と訓練を計画的に実施する必要がある。

また、近年では情報配信ツールが多様化しており、確実に伝わる情報配信を選別することが求められており、今後も配信ツールの情報収集をするとともに配信ツールの確実な運用のため職員の知識習得が必要となってくる。

更には、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に対して、事前に土砂災害の危険度が分かる「土砂災害危険度情報配信システム」を福岡県が整備し、平成29年度から運用しているが受信側の確実な避難履行の情報収集が必要である。

土砂災害時に住民の自助行動を促進するためには、在宅の要配慮者やその家族、自治会関係者等を含めた広く住民に配信範囲を拡大する必要がある。

○ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 【地域】

避難所及び避難所以外の避難者を支援するため、環境改善は必須であり、特に空調機器の整備や防災情報入手のためのWi-Fi環境整備は必要である。

車中泊やテント泊等は避難者の状況が把握できることから適宜巡回をするなどの支援を行うとともに、特に車中泊のエコノミークラス症候群には注意する必要がある。

大規模災害を想定すると避難所運営を職員が運営することは困難であることが想定され、自主防災組織や校区コミュニティに運営を委託するにあたり、職員を含め校区コミュニティと合同で研修会や訓練を実施し、実務に沿った避難所運営マニュアルの作成が必要となる。

○ 避難行動要支援者の避難支援 【地域・福祉】

避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿と個別避難支援計画策定を進める必要がある。

同計画の実施にあたっては、自主防災組織及び校区コミュニティ・自治会に加え、近隣住民の協力は必要不可欠ではあるが、個人情報を他人へ提供するため本人や家族の同意が必須であることから慎重に進める必要がある。

自主防災組織及び校区コミュニティ・自治会への支援の必要性と理解を求め、研修会や訓練参加への働きかけときめ細やかな支援が必要である。

○ 福祉避難所への避難体制の整備の促進 【地域・福祉】

要配慮者の福祉避難所への避難が円滑に行われるよう体制の整備と支援をするために自主防災組織や校区コミュニティ・自治会、住民参加の研修会を開催し理解を求める必要がある。

福祉避難所への避難に加え、病院や介護施設等への避難を拡大するため、それぞれの施設運営者と災害防災協定締結を進める必要がある。

○ 外国人に対する支援 【地域】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、「宇美町わが家の防災ハンドブック」やホームページを始めとする情報配信ツールの多言語化による情報提供を検討する必要がある。

防災標識や避難所等での外国語の付記や外国人を対象とした防災訓練の実施等を検討する必要がある。

また、職員に対しても英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力を身に着けるために研修の機会提供や教育と支援も必要である。

○ 防災教育の推進 【学校・こども・地域】

東日本大震災を教訓に、児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練を授業の一環として取り入れることが推奨される。

また、災害発生時に職員や児童生徒が講じるべき措置等を出前講座や授業の講師として派遣するとともに、学校施設は避難所の役割も担っており、避難所設営訓練や研修会等が必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 公助による備蓄・調達の推進 【地域・健康・福祉】

宇美町備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に各避難所に備蓄物資を供給するため、適切な維持管理を行うとともに、避難所運営に必要な食糧や資機材等の整備が必要である。

特に食糧については、発災後3日分の備蓄を基本とするが、備蓄に際しローリングストック方式を採用する等、一度に大量の期限切れを防ぐ工夫も必要である。

また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品等の物資を運ぶため緊急輸送手段として、民間事業者等との間で協定の締結を行う必要がある。

更に、食料や生活必需品については災害時に安定的に供給できるよう民間事業者等との間で協定の締結を行う等、公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、このような取り組みが必要である。

○ 自助・共助による備蓄の促進 【地域】

町民や事業所などに対して災害時に必要な食糧等の備蓄を促すため、出前講座や校区コミュニティ・自治会の会議を含め、ホームページ・SNS等を活用して広報・啓発を図る必要がある。

○ 給食施設における給食供給体制の整備 【学校・地域】

小中学校の給食提供について学校での調理や弁当の供給を委託している民間事業者と、災害時における食糧（弁当）を安定的に供給できる仕組みづくりのため、学校教育課と連携して「災害時における食糧等物資の供給に関する協定」締結に向けて検討、協議を行う必要がある。

また、災害時の避難者へも食糧（弁当）の供給を行えるような体制づくりも含めて検討していくことが必要である。

災害時に、日常的に食事を提供している施設における患者や入所者の生命を保護するため、特定給食施設の給食供給体制の整備について関係課を含め検討が必要である。

2-2 長期にわたる孤立地域等の発生

○ 孤立現場状況の映像による情報収集の構築【都市・地域】

道路等崩壊による陸路遮断や浸水による孤立地域等に近づけない箇所の被害及び被災者の状況を把握するため、ドローンによる映像を基に的確な情報を入手できるよう、導入について検討を行う必要がある。

また、ドローンの操縦については、資格が必要であることから職員の資格取得に向けた体制の整備や民間事業者への委託するための災害時の防災協定締結等の検討を行っていく必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 災害対応装備資機材等の整備 【地域】

東日本大震災や毎年発生している豪雨災害では孤立地域や水没地域が発生しているため、ゴムボートや救命胴衣、現場状況把握のためのドローン等の資機材、非常食や毛布等の物資の整備が必要である。

整備に伴って適切な維持管理や資機材の活用訓練等も必要となってくる。

○ 交通情報の収集・提供 【地域】

主要な道路や緊急輸送道路の損壊状況や渋滞状況をリアルタイムで把握することで迅速な救助活動や避難誘導経路に活かすため、町内各所の交差点等に防犯カメラの設置が必要である。

現在設置されている防犯カメラの設置拡大と災害時における交通情報の的確な提供ができる仕組み作りが必要である。

○ 消防団の装備強化 【地域】

近年の大型化する風水害、大規模地震等に加え、凍結災害や一般建物火災等に対応した救助資機材等の整備や老朽化した車両により有事の際に活動不可能な状況を未然に防ぐためにも消防車両の更新は必要である。

また、資機材の運用についての教育や訓練、道路交通法改正に伴う運転免許証の制限解除に係る取得支援等、ソフト対策も必要である。

○ 消防団員の確保と教育 【地域】

過去の大規模災害の事例では、地域防災力の中核となる消防団は、住民の安全を確保するため様々な活動を行っているが、年々減少傾向にあり、団員確保が急務である。

地域に密着した消防団は災害時には必要不可欠であることから団員確保に向け、「消防団協力事業所表示制度」や「機能別消防団員」等の制度を活用して団員確保が必要である。

また、消防団員の訓練については、管轄区域はもとより大規模災害を想定した広域での訓練等を継続的に実施していくことが必要である。

○ 自主防災組織の充実強化 【地域】

現在 12 の自主防災組織が設立されているが各自治会に自主防災組織の設立を目指すため、校区コミュニティを通じ防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域の防災リーダーや防災士の育成等の対策が必要である。

自主防災組織の設立後は運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取り組みを行い、住民参加型の避難訓練や避難所運営訓練を実施して行くことが必要である。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ 帰宅困難者に対する支援 【地域】

町内へ通勤・通学で滞在中に大規模災害に遭遇した場合には帰宅困難者がいる恐れがあるため、困難者を支援するにあたり、避難所の案内や徒步帰宅者に対する支援ステーションとしての機能を持ち合わせる一時滞在に協力できる事業所との協定締結災を進めることが重要であるため、普及と啓発を行うことが必要である。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

○ 現場（急性期医療）の DMAT による医療支援 【健康・福祉】

本町には災害拠点病院がないことから、大規模災害においては迅速な救命措置等を行う必要がある。また、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るためにも、福岡県が協定を締結している「福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）」の派遣要請は急務である。このようなことから、平時においても情報交換を行い、連絡を密にしておくことが必要である。

宇美町に DMAT が派遣されたことを想定し、チームを後方支援するために宇美町地域防災計画に定める福祉班及び保健師は災害対応研修会等を通じ、知識や資質の向上を行う必要がある。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

○ 避難所・現場救護所の JMAT による医療支援 【地域・健康・福祉】

大規模災害時に被災地及び避難所において医療活動を行う福岡県医師会が編成した「JMAT 福岡」が派遣された時にはその活動を支援するため、福祉班及び保健師は福岡県、粕屋医師会を通じ情報交換を行うと共に、研修会等において JMAT に関する災害医療基礎知識を習得する取り組みが必要である。

○ 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援 【健康】

大規模災害時に被災地及び避難所において被災者等の心のケアを行う精神医療チーム「DPAT 福岡」が派遣された時にはその活動を支援するため、福岡県を通じ情報交換を行うと共に、研修会等において DPAT に関する精神医療基礎知識を習得する取り組みが必要である。

○ 保健医療調整本部との情報交換 【健康】

大規模災害時において、被災者救済に派遣された保健医療活動チームの後方支援を行うため、福岡県が設置する保健医療調整本部と円滑な調整と情報共有・情報交換が実施できるよう平素から関係機関と情報交換に取り組む。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○ 疾病及び感染症の予防・まん延防止 【健康・福祉】

感染症の発生予防及びまん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染者が確認された場合を想定し、福岡県、粕屋保健福祉事務所が指定する医療機関に患者を搬送する手順や 2 次感染を防ぐ対策を講じることが必要である。

昨今流行した新型コロナウイルス感染症の対応を参考に、福岡県、粕屋保健福祉事務所及び町内開業医、消防機関と連携して意見交換や対応訓練、感染防止資材等準備が必要である。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 健康管理体制の構築 【健康】

被災者及び避難者の健康管理支援については、慣れない環境であることから特に注意が必要で、避難所では避難所運営マニュアルを基に 4~6 時間おきに定期的に避難者を巡回することが望ましい。

また、車中避難者においては、エコノミークラス症候群の発症の恐れがあることから注意深く観察する必要がある。

巡回にあたっては、保健師を中心に実施するとともに、従事する職員については研修機会を設けて育成してことが必要である。

体調不良者があった時を想定し、対処方法や病院への搬送手順、搬送する病院との連携等を平時から訓練やマニュアルの作成に取り組む必要がある。

○ 福祉避難所及び一般避難所の機能拡充 【地域・健康・福祉】

福祉避難所である「うみハピネス」については、備蓄マニュアルに基づき資機材の整備は進んでいるが、時代のニーズに併せた資機材の見直しや自家発電装置の定期的な維持管理は必要である。

一般避難所については、個人のプライバシー保護目的の資機材整備は進んでいるが、他の必要な資機材の整備検討、避難者の健康管理に必要な空調設備の設置、停電時に電力を供給するための自家発電装置等の整備が必要である。

避難所設置・運営に関するマニュアルの適宜見直しを行い、運営する職員の知識習得や訓練を通じて従事する職員の育成を行う必要がある。

今後、高齢化に伴う要配慮者の増加や近年大型化する災害にともなって避難者が増えることが予想され、福祉避難所の増設検討が必要である。

医療行為を伴う要配慮者の避難については、社会福祉施設や病院等と福祉避難所として災害協定締結を推進し拡大に努める必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

○ 災害時の警察業務継続体制の確保 【地域】

災害時に警察機能が不全となった場合に備え、治安維持確保のため役場庁舎内に宇美交番の代替機能を備えるスペース等を確保して機能維持対策を行う必要がある。

昭和 56 年の建築基準法改正前に建築された宇美交番については、耐震機能の不足から、災害時には倒壊の恐れと老朽化による機能不全が予想されることから、治安維持のため移転を含めた早期の建替えが必要である。

早期の建替え実現のため、福岡県警に要望していくことが必要である。

○ 災害時における犯罪予防体制の確保 【地域】

災害時において、倒壊家屋や避難者留守宅等は窃盗等の被害に遭う可能性があることから、巡回の強化を図る必要がある。

巡回にあたっては警察に限らず、自主防災組織等の巡回も効果的であることから、各種団体と連携した組織体制の構築が必要である。

被災住宅地及び避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望するとともに、平時から福岡県粕屋警察署との関係構築に取り組む必要がある。

○ 警察の広域応援体制の整備 【地域】

災害時における治安維持の目的を達成するため、福岡県粕屋警察署、少年補導員、消防団、校区コミュニティ等と連携した活動に資するよう情報交換や訓練等を実施する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 防災拠点となる公共施設の整備 【管財・総務・地域】

災害対策本部となる役場庁舎が大規模地震により機能不全となったことを想定し、耐震機能を満たした代替施設を選定し、整備することが必要である。

庁舎建替時期は「宇美町公共施設等総合管理計画」に基づくものであるが、避難者受け入れ等の防災機能を持ち合せた複合的な機能性が高い庁舎とする検討も必要である。

その他の避難所等の防災拠点施設については、上記の管理計画に基づき適切な維持管理に加え、耐震機能を満たす施設となるよう整備する必要がある。

○ 業務継続体制の確保 【総務・地域】

宇美町業務継続計画は平成29年12月に策定したが、策定以降に組織機構改革が行われていることから、最新の組織機構に見直す必要がある。

また、休日や夜間に災害が発生した場合には職員全員が出勤出来ないことが想定されることから、より現実に即した実効性のある計画とする必要がある。

業務継続には職員の理解が必要であることから、全職員への周知と理解、役割分担等の確認を図り、災害時の対応を実行する必要がある。

○ 各種防災訓練の実施 【地域】

防災担当職員の知識や技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図るため、福岡県や各種団体等が主催する研修会に積極的に参加するとともに、机上訓練、過去に被災経験がある自治体との意見交換を行い情報収集等に努める必要がある。

大規模災害では、防災担当職員が自ら被災することも想定され、代替の防災担当職員を指名する等して上記同様の研修の機会を与え、有事の際に機能する職員を育成していく必要がある。

○ 受援体制の確保 【総務・地域】

災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための実行性のある受援計画の策定が必要である。

また、受援計画に基づき、訓練の実施や社会福祉協議会と連携してボランティアセンターの開設訓練等、関係機関と連携して総合的な訓練を継続して行う必要がある。

○ 災害対策本部設置・避難所運営訓練等 【総務・地域・全課】

メールによる職員参集訓練は行っているものの、大規模災害を想定した災害対策本部設置訓練及び職員の初動対応について、被災により出勤できない職員も想定した実効性のあるマニュアルの見直しが必要である。

職員による避難所運営訓練は都度実施しているが、大規模災害及び長期化した避難所運営については、職員による運営は困難であることから、校区コミュニティ、自治会、住民による避難所運営が必要であることから住民を含む関係機関を含めた訓練を実施する必要である。

それぞれの訓練や計画については、宇美町地域防災計画の見直しを行い、マニュアルを策定して訓練結果の改善点等を次回に反映させることが必要である。

○ 機動的な応援体制の整備 【総務・地域】

被災地に出向し現地を経験することで本町に不足するものが見え、その経験は宇美町地域防災計画を始めとする各種計画や訓練に反映させ、大規模災害時に役立つと考えられることから積極的な派遣ができるような体制づくりが必要である。

また、職員を派遣する際には、危機管理部門、技術職にこだわることなく多くの職員に従事させ、事前に研修を行う等の意識付を行い、早期に被災市町村の行政機能を支援する取り組みが必要である。

○ 罹災証明の迅速な発行 【地域・税務・管財・企財】

罹災証明書の発行を迅速に行なうことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 宇美町における情報伝達手段の整備 【地域・総務・シティ】

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に付随する自家発電装置の適切な維持管理は必要である。

福岡県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、宇美町の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、SNSなど様々なメディアへ情報提供することと共に、住民への周知方法についても模索する必要である。

また、情報発信の根幹となる庁舎内の電源について非常用自家発電装置の継続的な保全が必要である。

更には、情報を発信する職員の多様化と教育についても必要である。

○ 宇美町防災メールの運用 【地域】

気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、現在運用している宇美町防災メールの適切な維持管理と運用を行うことが必要である。

運用に当たっては、登録利用者の拡大にむけ、広報うみへの情報掲載や校区コミュニティ、自治会の防災会議等での出前講座を始め、様々な機会において利用促進を図ると共に、平時より情報発信を行い見易さ等の工夫することも必要である。

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進 【地域】

町民や事業者が確実に災害・防災情報を受け取るために、受け手側の携帯情報端末への電源供給が重要であり、利用者に対して「宇美町わが家の防災ハンドブック」等を活用して平時から蓄電池・乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける啓発活動が必要である。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 災害時のエネルギー需給の確保と多様化 【学校・社教・環境・上下・地域・総務・管財】

現在、電力会社による電力供給となっているが、災害時において電力供給について復旧方法や復旧時間等を平時から情報交換を行い、速やかな復旧に繋げると共に、有事の場合を想定した訓練等を実施していく必要がある。

公共施設においては、維持管理において省電力化に努めると共に、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入を検討していく必要がある。

公共施設については、災害時を想定して自家発電設備の設置や事業用蓄電池の設置等、自立・分散型電源電力供給体制の整備を進めると共に、医療機関や福祉施設等の民間事業者には同様の啓発することが必要である。

○ 自家発電施設の維持管理と供給維持対策 【こども・社教・地域・管財】

町の公共施設に設置している自家発電設備について、適切な維持管理と不断の供給維持を目指し整備点検や部品の交換を計画的に実施する。さらに平常時から地域のスマート発電・太陽光発電などの施設の充実や官民協定により、災害時に活用可能なエネルギー資源の供給確保を図る必要がある。

災害対応の稼働型発電機については、宇美町地域防災計画に基づき適正な台数に整備することに加え、建設機械リース事業者等との災害協定締結を進める必要がある。

また、発電機の長期使用に伴い、燃料となる石油類燃料の確保のため、備蓄環境の整備と石油類燃料販売業者等との災害協定締結を進める必要がある。

○ ガス供給の確保と体制整備 【地域】

災害時においてエネルギー確保のため、集中型ガス供給地域については、復旧方法や復旧時間等を平時から情報交換を行い、速やかな復旧に繋げると共に、有事の場合を想定した訓練等を実施していく必要がある。

公共施設及び避難所の長期運営に備え、避難者への食糧供給のためガス事業者とガスの供給と仮設資機材等及び設置について災害協定締結を進める必要がある。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進 【上下】

生活に必要不可欠な水道水の安定供給を図るために、上水道事業が運用している施設の内、耐震基準満たさない施設が混在していることから、国が示すアセットマネジメント（資産管理）の実施や水道施設の耐震化について国庫補助を活用しながら一層促進する必要がある。

耐震化にあたっては、新技術の活用や水道事業者間の広域的な連携と情報共有等を含め人材やノウハウの強化に努める必要がある。

○ 災害時における応急給水と人材確保【上下】

大規模災害では断水となることが想定され、仮設応急給水の方法、必要な資機材、人材の確保については、現在の水道事業職員に限らず過去に従事した職員を活用すると共に、災害協定を締結している水道工事事業者を含め、応急給水の対処方法をマニュアル化すると共に、必要な訓練を実施する必要がある。

○ 水資源の確保 【上下】

1 水道水の融通

大規模災害では水道施設被害の甚大化により長期化する断水に対応するため、「福岡都市圏水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、福岡地区水道企業団を通じて他市町からの水道水の融通について、平時より各水道事業者間の協議を進め検討を行う必要がある。

2 水道施設の広域的整備

福岡県が平成8年に策定した「福岡都市圏広域的水道整備計画」に基づき整備されてきたが、将来人口が減少していく中で、水道事業運営も厳しくなることが予想され、水道事業者間の水道事業広域化や水道事業統合について各市町の関係者を含め、企業団幹事会や水道事業研修会等において検討することが必要である。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 災害時の流域下水道事業との連携【上下】

宇美町下水道事業の汚水処理施設は福岡県が運営管理する多々良川浄化センターで処理される多々良川流域下水道事業となっているが、災害により機能停止を想定した連絡網の構築や情報共有、代替え案の検討及び合同訓練等を流域関係町と平時から実施する必要がある。

○ 下水道施設の耐震化 【上下】

宇美町が築造した下水管路施設においては、国が示す基準である「ストックマネジメント計画」に基づき、耐震化や定期的な管路点検と結果に沿った補修を継続していくことが必要である。

民間宅地開発や大型団地受贈財産においても同計画に含めて、管路全体を適切に維持管理する必要がある。

「ストックマネジメント計画」については、時代の流れに即して定期的な見直しが必要である。

○ 下水道 BCP の実効性の確保 【上下】

災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるよう宇美町下水道事業業務継続計画を策定しているが、人事異動等で内容に変更もあることから適宜最新の情報に更新すると共に、実効性のある計画とし、同計画にある訓練を定期的に実施する必要がある。

○ 淨化槽・公共下水道の整備 【環境・上下】

公共下水道が未整備の地区において、汲取り式便所及び老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があるため、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助しているが、住民への周知と啓発活動を実施する必要がある。

公共下水道供用開始区域において、汲取り式便所が設置されている世帯については、浸水対策に資するためにも早期の下水道接続転換が実現するよう啓発活動を実施する必要がある。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ JR宇美駅の耐震化 【シティ・地域】 <施策分野：⑤交通・物流>

町民の重要な公共交通機関であることから、迅速な物資の搬入や災害復旧を目指す上で重要な施設である宇美駅舎及び線路上にある鉄橋等について耐震化を要望する必要がある。

また、大規模災害において、被災箇所や復旧に向けた情報等をJR九州と共有するために意思疎通を図り協議を行う必要がある。

○ 道路の斜面崩落防止対策 【都市】

災害時における安全な道路を確保するため、道路法面等の崩壊や落石等の災害を防止する優先順位として、宇美町地域防災計画に記載のある道路危険箇所や1級及び2級町道並びに重要な町道について、巡回の強化と道路土工構造物としての点検業務の委託を計画的に実施し、その結果に基づき対策を講じる必要がある。

○ 道路橋梁の適切な維持管理 【都市】

災害時に道路ネットワークの寸断や孤立地域の解消と道路橋梁の安全性・信頼確保のため、町内に架かる道路橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持管理を行うことが必要である。

特に、緊急輸送道路や1級・2級町道及び重要な町道の跨道橋等の耐震化や修繕等を重点的に実施する取り組みが必要である。

また、同計画は橋梁の状況を見極めながら定期的見直しが必要である。

○ 緊急輸送道路の整備と見直し 【都市・地域】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、宇美町地域防災計画に定められた緊急輸送道路については、新設電柱の占用の制限等を工夫した上で、改良整備などを重点的に進めることが必要である。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

また、近年では福岡県による道路整備も進んでいることに加え、南北に走る九州縦貫自動車道にスマートインターチェンジの設置をすることで災害物資の迅速な輸送が大きく期待できることから設置の検討を行い、緊急輸送道路の見直しが必要である。

○ 災害時の道路啓閉体制の強化 【都市・地域】

福岡県や町が管理する道路の通行止めや道路啓閉の作業実施の有無等、福岡県や警察と相互に連携、協力し、情報共有する等、災害時に速やかな対応ができるよう平時から体制整備を進める必要がある。

○ 生活道路の整備 【都市】

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進めることに加え、平時から道路の巡回や適切な維持管理と道路側溝等を清掃する取り組みも必要である。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【都市】

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、交通量や道路の損傷度合いによって優先順位を決定しているが、今後は施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検結果を活かした戦略的かつ効率的な維持管理及び更新を行う必要がある。

また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する等安全対策が必要である。

○ 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【都市】

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、2級河川の管理者である福岡県と連携して情報の共有や施設の巡回に努める必要がある。

普通河川においては、巡回の強化を行い目視による点検に加え、長寿命化計画等の策定を検討していく必要がある。

○ 調整池の老朽化対策 【都市】

大型団地造成時に築造された雨水調整池については、建設時から年数が経過しており老朽化もみられ、大雨の際にその機能を発揮できない事態を回避するため、平時に点検に加え、個別の長寿命化計画等の策定を検討していく必要がある。

○ 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【都市・環境】

砂防施設においては、福岡県が管理しているが、砂防堰堤内に土砂が堆積しているものも見受けられるため、福岡県と連携して適切な維持管理について要望を行う必要がある。

土砂災害警戒区域の地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、特に重要な箇所については福岡県と連携して早期の設置について要望や情報交換を行う必要がある。

平素から機能停止を回避するため、巡回や意見交換・情報提供を行っていく必要がある。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 治山施設の老朽化対策 【都市】

治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るために、福岡県と連携して施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行っていく必要がある。

治山ダム堰堤には土砂が堆積している箇所が見受けられ、新たな治山ダムの設置要望等を福岡県と協議を進めることに加え、近年の大雨災害による土砂流出を抑制するため、甚大な被害が予想される箇所等の検討を行い、福岡県に要望していく必要がある。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業BCPの策定促進 【シティ・地域】

企業版BCPについては、福岡県中小企業団体中央会がBCP策定の必要性やBCP策定マニュアル等の案内を行っており、町内の企業においても業務継続の必要性や緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧に役立てる目的で宇美町商工会を通じて周知を図り、策定普及や効果的な運用に向けた取り組みが必要である。

○ 商工業者への事業継続支援 【シティ】

町内の商工業者については、宇美町商工会を中心に中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には各種機関の支援メニューを活用する等、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援するため、平時から商工会との連絡体制を整備し、情報を共有するなどの取り組みを進める必要がある。

○ 事業継続力強化支援計画の策定促進 【シティ・地域】

近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、町内の事業継続力を強化するため、宇美町と宇美町商工会が共同で連携して防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集や提供等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

○ 代替性確保や信頼性を高めるための重要物流道路整備 【都市】

大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路である県道の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）の早期完成の要望を行うと共に、町内の道路については、平成30年の道路法改正で創設された「重要物流道路」制度を踏まえ、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、宇美町にスマートインターチェンジを設置することで宇美町をはじめとする周辺自治体や福岡都市圏の機能強化に繋がることから実現に向け検討を進める必要がある。

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化 【都市】

災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と高規格幹線道路や県道及び一般道路を結ぶアクセス道路の整備と適切な維持管理を進める必要がある。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農地の防災・減災対策 【都市】

農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域及び想定されている地域を対象に農業従事者と施設管理者の双方が協議の上、取水堰、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進めていく必要がある。

また、大雨が予想された場合には河川に設置している井堰を事前に転倒させて等、河川の流下能力の向上と河川水位を下げる等の対策も必要である。

○ 農業水利施設の老朽化対策 【都市】

農業生産力の維持安定を図るため、用排水路等農業水利施設については田園環境整備マスタープランに基づき、現状の課題に応じた補修・更新等維持管理を行っているが、今後の施設更新においては計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化計画の策定が必要である。

○ 農道・林道の整備・保全 【都市】

避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道については平時においても点検を実施する等、適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を実施するため、改修計画を策定していく必要がある。

○ 農業用ハウスの補強 【都市】 <施策分野：⑥農林水産>

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の防災に関する対策を農業事業者への周知と助言を行っていく必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策 【都市】

宇美町が防災重点ため池として位置付けた21箇所を中心に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、点検・耐震診断を実施しており、併せて、国の補助金を活用してため池改修事業を実施している。

防災重点ため池及びその他のため池を含め、下流の耕作地状況を確認しながら、水利権放棄によるため池の廃止を視野に入れながら計画的な改修を実施する必要がある。

ソフト面においては、ため池ハザードマップを作成して住民周知を行っているが、今後もより一層住民周知と啓発を推進する必要がある。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等 【環境】

町民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壤中のダイオキシン類の排出する恐れのある事業所等を事前に把握し、常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導について、福岡県等の関係機関と連携を計りながら行う必要がある。

災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制についても平時においても情報共有体制を確保する必要がある。

有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、福岡県やマスコミを通じて、町民に対し、周知等を行う必要がある。

土壤汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壤汚染対策を福岡県と連携して指導する体制を構築する必要がある。

○ 毒物劇物の流出等の防止 【環境】

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、毒物劇物を取り扱う事業者を事前に把握すると共に、福岡県と連携して営業者等への立入調査や講習会の開催等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、災害対策の重要性の啓発等、県ホームページを活用した毒物劇物の事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行う必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による町土の荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設等の保全 【都市】

農地は大雨時に田んぼダムとして活用する等、一時的貯水施設の役割を兼ね備えていることから多面的機能の発揮を促進するため、担い手農家の負担軽減や、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的交付金による支援を継続することが必要である。

○ 荒廃農地対策 【都市】

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の増加を防ぎ、再生利用等を促進するため、農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用権の設定等、農地利用集積を推進し、活用を働きかける必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による町土の荒廃

○ 森林の整備・保全 【都市】

森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、「宇美町森林整備計画」に基づき、福岡県荒廃森林整備事業交付金を活用して、強度間伐（※）を実施するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助する取り組みを継続して実施する必要がある。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物処理体制の整備 【環境】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、宇美町地域防災計画に定めるがれき処理の手順に基づき、処理を行う。

また、一般廃棄物処理基本計画は策定済であるが、災害によって発生する災害廃棄物処理計画を早急に作成する必要がある。

策定にあたっては、町内処分に限らず広域的処理計画や受け入れ計画についての検討を行い、実効性のある計画とし、処理に必要な災害協定締結を関係自治体と進める取り組みが必要である。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 防災担当職員等の育成 【総務・地域】

災害時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加、防災担当職員の育成や、災害アドバイザーの派遣などの取り組みを実施する必要がある。

大規模災害では、防災担当職員が自ら被災することも想定され、代替の防災担当職員を指名する等して上記同様の研修の機会を与え、有事の際に機能する職員を育成していく必要がある。

○ 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援 【総務・地域】

被災市町村の復旧・復興を支援するため、職員派遣など災害復旧に必要な人材派遣を実施する。

派遣にあたっては危機管理部門、技術職にこだわることなく多くの職員に従事させ、災害従事の経験値を上げる取り組みも必要である。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 【地域・都市・上下】

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るために、建設系関係業者との間で、復旧工事・支援業務に関する協定を締結しているが、より多くの災害協定を結ぶ取り組みが必要である。

また、専門性を有する復旧及び支援も必要であることから専門性の高い建設系関係業者との間でも災害協定の締結を促進する必要がある。

○ 建設業種人材の確保・育成 【都市・環境・上下・管財・シティ】

災害時の建設業種人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う人材の確保・育成のため、平時から国の指針に基いた予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行い、建設業界の就労についての人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る取り組みが必要である。

○ 災害ボランティア活動の強化 【地域・健康・福祉】

災害時において自ら被災した町民は自力での災害ごみの片づけ処理や避難所運営等には限界があることから、ボランティアによる協力を得て、効率的な作業に繋げるためにも災害ボランティアコーディネーターの育成や宇美町社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある計画と体制整備を促進する必要がある。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保 【都市】

災害時において農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理は農業従事者にお願いしているが、専門性の高い事案については、職員への現地指導のほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備を進める取り組みが必要である。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 地域コミュニティの活性化 【地域】

地域コミュニティ活性化に取り組むため、平成27年度10月に策定の宇美町地域コミュニティ推進計画に基づき、校区コミュニティ制度として、地域の活性化に取り組んでおり、職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした出前講座の実施や活性化委員会の開催などの活動を継続して実施する必要がある。

近年では、自治会への加入率が低下しており、自治会加入の必要性や加入促進のため、新規住民への周知啓発活動を積極的に実施し、加入率の向上に繋げる取り組みが必要である。

また、災害時において自助・共助により防災意識を向上させる自主防災組織の立ち上げを促し、組織数の増加を推進することが必要である。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 被災者等支援制度の周知 【健康・福祉・地域】

大規模な災害が発生した場合には、被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援制度の利用について、職員自らが内容を熟知し「被災者支援関連制度」として、被災者へ速やかに周知する体制整備が必要である。

周知への方法は被災者の状況を踏まえ的確に伝わる様々な方法を検討しておくことが必要である。

○ 貴重な文化財の喪失への対策 【社教・シティ】

貴重な歴史的遺産である文化財については、文化施設における展示方法・収蔵方法等を平時から点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努めることが必要である。

文化財展示施設の改修については、「宇美町公共施設等総合管理計画」に基づき、文化財の耐震化、防災設備の整備等を計画的に実施する必要がある。

また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と職員の育成が必要である。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 地籍調査結果の保全 【管財・税務・都市・地域】

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、地籍調査結果の保全に努め、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが必要である。

公共工事に伴う各種測量成果等については永年保存として、必要な時に誰もが分かるような一元管理の方法にて保存する整備が必要である。

○ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 【管財・地域】

仮設住宅を建設するにあたり、平成24年3月に策定された「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に記載のある倒壊家屋数を目標に建設するにあたり、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、場所ごとの建築戸数並びに配置を明確に定める必要がある。

建設に際し、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、建設するが、必要戸数が不足する事態となった場合は民間賃貸住宅の借上げの検討も必要である。

災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅等の事業者や建設資機材事業者との間に災害協定の締結を進める必要がある。

○ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 【管財・地域】

借上型応急仮設住宅については、福岡県が策定した「災害時における住宅支援手引書」を参考に借上型応急仮設住宅の提供等に係る協定を関係団体と締結を進める必要がある。

また、借上型応急仮設住宅の提供については、町内に留まらず広域的な提供場所を含め検討を進める必要がある。

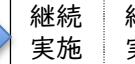
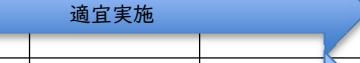
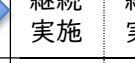
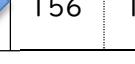
別紙 2 事業進捗管理表

指 標 名	担当 部局	主な事業内容	短期 2024~2027年 (3年以内)	中期 2024~2029年 (5年以内)	長期 2030年~ (5年以上)	KPI		備 考
						基礎値	目標値	
I-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生								
(1)住宅、特定建築物の耐震化	・都市 ・管財 ・地域	宇美町耐震改修促進計画による事業 ブロック塀等撤去費補助金活用事業		適宜実施		77.6	90	宇美町耐震改修促進計画
(2)学校施設の耐震化	・学校 ・こども ・管財	公立学校施設整備負担金事業 学校施設環境改善交付金事業		適宜実施		実施	100	宇美町立小中学校長寿命化計画
(3)応急危険度判定体制の整備	・都市 ・管財 ・上下 ・地域 ・税務 ・企財	・応急危険度判定士の登録者数拡大				7	15	
(4)宅地造成・開発行為の災害対策	・都市 ・管財	・宅地造成及び開発行為の調査、指導及び助言		適宜実施		継続実施	継続実施	
(5)住環境等の整備	・都市 ・環境	狭い道路整備等促進事業 ・離合困難な道路拡幅整備		適宜実施		適宜実施	適宜実施	
(6)指定緊急避難場所となる施設管理、老朽化対策	・学校 ・都市 ・管財 ・地域 ・環境 ・社教	避難所誘導標識等の整備事業				継続実施	継続実施	「宇美町立小中学校長寿命化計画」を参照

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
I-2 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生								
(1)激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策	・都市	河川、砂防等治水対策各種補助事業 浸水対策事業				適宜実施	適宜実施	
(2)気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進	・都市	農村地域防災減災事業（団体営ため池等整備事業）				適宜実施	適宜実施	福岡県「農業農村整備事業管理計画」を参照
(3)通信技術等を活用した災害対策の構築	・地域	地方自治体の防災強化事業 防災情報通信ネットワーク構築事業				適宜実施	継続実施	
(4)下水道による浸水対策	・上下	下水道事業（下水道法に基づく事業）				適宜実施	73.4 継続実施	水洗化率
(5)洪水及び内水に対するハザードマップの作成	・地域 ・都市 ・上下	国土交通省の事業 防災・安全交付金 防災・減災対策事業 総務省の事業 地域防災推進事業				適宜実施	継続実施	
(6)町内河川における水害対応タイムラインの策定	・地域	国土交通省の事業 防災・安全交付金 防災・減災対策事業 総務省の事業 地域防災推進事業				適宜実施	5 継続実施	

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
I-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生								
(1)過去に土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の実施	・都市	災害復旧・復興事業				適宜実施	適宜実施	
(2)人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進	・都市 ・地域	急傾斜地崩壊対策事業				適宜実施	適宜実施	
(3)治山施設の整備	・都市	森林整備事業（国庫補助事業）				適宜実施	適宜実施	
(4)土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化	・地域	総務省の事業 地域防災推進事業				整備済	適宜見直し	
I-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生								
(1)防災情報通信基盤の整備	・地域	防災情報共有システム整備事業				継続実施	継続実施	
(2)避難行動要支援者の避難支援	・福祉 ・地域	避難行動要支援者避難支援事業				継続実施	継続実施	
(3)福祉避難所への避難体制の整備の促進	・地域 ・福祉	福祉避難所整備支援事業				継続実施	継続実施	
(4)外国人に対する支援	・地域	多言語情報提供事業 ・パンフレット製作・防災メール登録				継続実施	継続実施	
(5)防災教育の推進	・学校 ・こども ・地域	防災教育・啓発事業				実施済	継続実施	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止								
(1)公助による備蓄・調達の推進	・地域 ・健康 ・福祉	地域防災計画に基づく物資調達・備蓄事業 ・協定の締結事業者数の拡大				33	拡大	締結推進
(2)自助・共助による備蓄の促進	・地域	自主防災組織支援事業 地域コミュニティ強化事業				継続実施	継続実施	
(3)給食施設における給食供給体制の整備	・学校 ・地域	学校給食補助金 公立学校施設整備負担金事業 学校施設環境改善交付金事業				0	6	
2-2 長期にわたる孤立地域等の発生								
(1)孤立現場状況の映像による情報収集の構築	・都市 ・地域	防災関連補助金 地域安全対策補助金				0	1	導入検討
2-3 消防等の被災による救助・救急活動の停滞								
(1)災害対応装備資機材等の整備	・地域	防災関連補助金 消防防災施設整備事業				0	継続実施	計画的整備
(2)交通情報の収集・提供	・地域	地方自治体の交通情報提供支援事業				32	40	
(3)消防団の装備強化	・地域	消防団支援補助金				継続実施	継続実施	
(4)自主防災組織の充実強化	・地域	防災関連補助金				156	197	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱								
(1)帰宅困難者に対する支援	・地域	避難所・避難施設整備補助金 ・協定の締結事業者数の拡大		適宜実施		0	継続実施	締結推進
2-5 被災地における医療機能の麻痺								
(1)現場（急性期医療）のDMATによる医療支援	・健康 ・福祉	地方自治体の医療支援補助金		適宜実施		継続実施	継続実施	
2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生								
(1)疾病及び感染症の予防・蔓延防止	・健康 ・福祉	地方自治体の感染症対策補助金		適宜実施		継続実施	継続実施	
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生								
(1)健康管理体制の構築	・健康	地方自治体の避難所整備補助金 ・保健師の職員数の増員、資格取得		適宜実施		13	15	
(2)福祉避難所及び一般避難所の機能拡充	・地域 ・健康 ・福祉	地方自治体の避難所整備補助金 ・福祉避難所の指定数の増加 ・協定の締結事業者数の拡大		適宜実施		10	21	

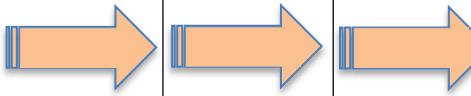
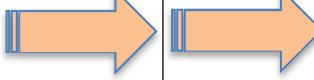
3 必要不可欠な行政機能は確保する

指 標 名	担当 部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備 考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発								
(1)災害時における犯罪予防体制の確保	・地域	地方自治体の防犯対策補助金				適宜実施		継続実施 継続実施
3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下								
(1)防災拠点となる公共施設の整備	・管財 ・総務 ・地域	地域防災施設整備補助金 地方自治体の防災拠点整備補助金				適宜実施		継続実施 継続実施
(2)業務継続の確保・受援体制の確保	・総務 ・地域	地方自治体の防災訓練補助金 ・職員の広域的災害派遣 ・計画の策定・見直し				適宜実施		継続実施 適宜見直し
(3)各種防災訓練の実施	・地域	地方自治体の防災訓練補助金 ・防災訓練及び研修参加件数 ・災害從事研修会の開催				適宜実施	3 1	2 増加

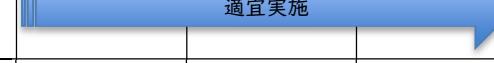
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

指 標 名	担当 部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備 考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能								
(1)宇美町における情報伝達手段の整備	・地域 ・総務 ・シティ	国土交通省の情報通信インフラ整備補助金 ・防災メール登録者数				適宜実施	1,500 12,000	

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止								
(1)災害時のエネルギー需給の確保と多様化	・学校 ・社教 ・環境 ・上下 ・地域 ・総務 ・管財	災害時エネルギー供給体制整備補助金 ・再生可能エネルギー導入数 ・蓄電池導入数 ・事業者災害協定締結				200	323	
(2)自家発電施設の維持管理と供給維持対策	・こども ・社教 ・地域 ・管財	エネルギー施設の維持管理補助金 ・自家発電設備導入数 ・事業者災害協定締結				20	20	
5-2 上水道等の長期にわたる供給停止								
(1)水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進	・上下	水道施設の耐震改修補助金 水道設備の耐震化支援事業 ・上水道施設の耐震化率 ・アセットマネジメント策定 ・施設耐震化計画				14.6	18.8 適宜見直し	耐震化率
5-3 污水処理施設等の長期にわたる機能停止								
(1)下水道施設の耐震化	・上下	下水道施設の耐震改修補助金 地震対策事業 (社会資本整備総合交付金) ・下水道施設の耐震化率 ・公共下水道整備率 ・供用開始区域内水洗化率				21.6 65.5 94.1	適宜見直し	耐震化率 整備率 水洗化率
(2)浄化槽・公共下水道の整備	・環境 ・上下	下水道整備補助金 下水道整備支援事業				実施	継続	

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止								
(1)道路の斜面崩落防止対策	・都市	国土交通省の事業 防災・安全交付金	 適宜実施			適宜実施	適宜実施	
(2)道路橋梁の適切な維持管理	・都市	国土交通省の事業 防災・安全交付金 道路メンテナンス事業	 適宜実施			16	29	「宇美町橋梁長寿命化修繕計画」参照
(3)緊急輸送道路の整備と見直し	・都市 ・地域	国土交通省の事業 防災・安全交付金 ・スマートインターチェンジの設置 ・緊急輸送路の確保	 適宜実施			適宜実施	適宜実施	
(4)生活道路の整備	・都市	道路交通安全対策事業 (社会資本整備総合交付金)	 適宜実施			適宜実施	適宜実施	「道路の整備に関するプログラム」参照
5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全								
(1)道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）	・都市	国土交通省の事業 防災・安全交付金 道路メンテナンス事業	 適宜実施			適宜実施	適宜実施	
(2)調整池の老朽化対策	・都市	農林水産省の事業 農業用ため池等整備事業（耐震化、浸水対策事業） 国土交通省の事業 防災・安全交付金	 適宜実施			適宜実施	適宜実施	

6 経済活動を機能不全に陥らせない

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年内)	2024～2029年 (5年内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全								
(1)事業継続力強化支援計画の策定促進	・シティ ・地域	・事業継続計画の作成 ・災害対応研修やセミナー				適宜実施	適宜実施	継続実施 継続実施
(2)代替性確保や信頼性を高めるための重要物流道路整備	・都市	国土交通省の事業 防災・安全交付金 ・スマートインター設置 ・重要物流道路の整備事業				適宜実施	適宜実施	適宜実施 適宜実施
6-2 食料等の安定供給の停滞								
(1)農地の防災・減災対策	・都市	農林水産省の事業 農村地域防災減災事業				適宜実施	0 2	「農業農村整備事業管理計画」参照
(2)農業水利施設の老朽化対策	・都市	農林水産省の事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業				適宜実施	0 16	「農業農村整備事業管理計画」参照
(3)農道・林道の整備、保全	・都市	農林水産省の事業 農山漁村地域防災減災事業（ため池等整備事業）				適宜実施	適宜実施	「農業農村整備事業管理計画」参照

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

指 標 名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備 考
			2024~2027年 (3年内)	2024~2029年 (5年内)	2030年~ (5年以上)	基礎値	目標値	
7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生								
(1)ため池の防災・減災対策	・都市	ため池・調整池改修計画に基づく改修事業 ・ため池ハザードマップ作成 ・ため池耐震調査、改修	令和7年	適宜見直し		380	適宜見直し 1003	
7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大								
(1)大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等	・環境	・モニタリング監視 ・監視環境の整備	適宜実施			継続実施	継続実施	
(2)毒物劇物の流出等の防止	・環境	・事故未然防止対策、啓発 ・関係機関及び事業者との協力体制	適宜実施			継続実施	継続実施	
7-3 農地・森林等の被害による町土の荒廃								
(1)地域における農地・農業水利施設等の保全	・都市	交付金活用による支援継続	適宜実施			適宜実施	適宜実施	
(2)荒廃農地対策	・都市	農業経営基盤強化促進法に基づく対策	適宜実施			適宜実施	適宜実施	
(3)森林の整備・保全	・都市	福岡県荒廃森林整備事業交付金	令和8年			22.6	15	

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024～2027年 (3年以内)	2024～2029年 (5年以内)	2030年～ (5年以上)	基礎値	目標値	
8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ								
(1)災害廃棄物処理体制の整備	・環境	・災害廃棄物処理計画 ・災害協定締結事業者数の拡大				適宜実施		継続実施 継続実施
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態								
(1)防災担当職員等の育成	・総務 ・地域	・防災講習会への参加 ・災害アドバイザーの派遣 ・職員研修の開催数の拡大				適宜実施		継続実施 継続実施
(2)迅速な応急・災害復旧のための自治体支援	・総務 ・地域	・災害復旧への人材派遣 ・災害從事の経験、機会の拡大				適宜実施		継続実施 継続実施
(3)公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築	・地域 ・都市 ・上下	・災害支援の関係事業者との協定拡大 ・建設系業者の災害協定の締結を促進				適宜実施		適宜実施
(4)建設業種人材の確保・育成	・都市 ・環境 ・上下 ・管財 ・シティ	・建設事業の適正発注 ・就労環境の整備				適宜実施		適宜実施 適宜実施
(5)災害ボランティア活動の強化	・地域 ・健康 ・福祉	・活動計画と体制整備				適宜実施		継続実施 継続実施
(6)農地防災・災害アドバイザーの育成・確保	・都市	・育成計画と体制整備				適宜実施		適宜実施 適宜実施

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

指標名	担当部局	主な事業内容	短期	中期	長期	KPI		備考
			2024~2027年 (3年以内)	2024~2029年 (5年以内)	2030年~ (5年以上)	基礎値	目標値	
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失								
(1)地域コミュニティの活性化	・地域	・自主防災組織の増加、啓発 ・新住民への自治会加入率の向上			適宜実施	12	25	
(2)被災者等支援制度の周知	・健康 ・福祉 ・地域	・被災者支援関連制度の周知促進			適宜実施	継続実施	継続実施	
(3)貴重な文化財の喪失への対策	・社教 ・シティ	・文化財の耐震化、防災設備の整備等 ・修復技術の伝承、育成			適宜実施	継続実施	継続実施	
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態								
(1)地籍調査結果の保全	・管財 ・税務 ・都市 ・地域	・測量成果等の永年保存と一元管理			継続実施	継続実施		
(2)建設型応急仮設住宅の供給体制の整備	・管財 ・地域	・建設用地の選定、建築戸数・配置計画 ・関係事業者との協定拡大			適宜実施	継続実施	継続実施	
(3)公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備	・管財 ・地域	・関係団体との協定拡大			適宜実施	継続実施	継続実施	



宇美町

宇美町地域強靭化計画
策定日／令和 7 年 3 月
編 集／宇美町地域コミュニティ課